

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(経済産業三〇)

○独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同三一)

〔法 律〕

○特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(七〇)

○水質汚濁防止法の一部を改正する法律(七一)

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(七二)

〔政 令〕

○経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行令の一部を改正する政令(一七二)

○介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(一七三)

○東日本大震災による有価証券報告書等の提出の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令(一七四)

本号で公布された法令のあらまし

◆特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(法律第七〇号)(内閣府本府)

(法律第七〇号)(内閣府本府)

(ハ) 法令等に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
(ニ) 認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
(ホ) 実績判定期間において、(三)、(四)の一部及び(四)から(ハ)までの基準に適合していること。(第四五条関係)

4 欠格事由

4にかかわらず、認定等の取消し、滞納処分、重加算税の賦課等を受けた日から一定期間を経過しない特定非営利活動法人又は暴力団の構成員等が役員に含まれる等の特定非営利活動法人は、認定を受けることができないものとした。(第四七条関係)

6 認定の有効期間

認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年とし、その満了の日の六月前日から三月前までに申請を行った場合は、有効期間の更新を受けることができるものとした。(第五一条関係)

7 仮認定

特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の仮認定を受けることができるものとした。(第五八条第一項関係)

8 仮認定の基準

所轄庁は、仮認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該仮認定をするものとした。
(一) 4の(ニ)から(ハ)までに適合すること。
(二) 設立の日から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

(三) 認定又は仮認定を受けたことがないこと。(第五九条関係)

9 仮認定の有効期間

仮認定の有効期間は、当該仮認定の日から起算して三年とすることとした。(第六〇条関係)

- 1 定義
改正前の一七の活動分野に加えて、新たに「観光の振興を図る活動」、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」及び「法第二条の別表各号に掲げる活動に準ずる活動」として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」を追加することとした。(第二条及び別表関係)
- 2 所轄庁
特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長)とすることとした。(第九条関係)
- 3 認定
特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができることとした。(第四四条第一項関係)
- 4 認定の基準
所轄庁は、認定の申請をした特定非営利活動法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定をするものとした。
(一) 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準のいずれかに適合すること。
(二) 実績判定期間における事業活動のうちに公益的活動の占める割合が一〇〇分の五〇未満であること。
(三) 運営組織及び経理が適正であること。
(四) 事業活動が適正であること。
(五) 事業報告書等について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること。
(六) 各事業年度において事業報告書等を所轄庁に提出していること。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十三年六月二十二日

内閣総理大臣 菅 直人

法律第七十二号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

(介護保険法の一部改正)

第一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
目次中「第七十八條の十二」を「第七十八條の十七」に、「第百十五條の四十三」を「第百十五條の四十四」に、「第百十五條の四十四」を「第百十五條の四十七」を「第百十五條の四十五」第百十五條の四十八」に改める。

第二条 第一項中「要支援状態」の下に「(以下「要介護状態等」という。)」を加え、同条第二項中「要介護状態又は要支援状態」を「要介護状態等」に改める。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

第五條の次に次の一條を加える。
(認知症に関する調査研究の推進等)

第五條の二 国及び地方公共団体は、被保険者に対して認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。以下同じ。)に係る適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供するため、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用を努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第八條第二項中「及び第十九項」を「第二十項及び第十三條第一項第二号」に改め、「定めるもの」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第十五項第二号に掲げるものに限る。)」又は「を」を加え、同条第十一項中「第十九項」を「第二十項」に改め、同条第十四項中「地域密着型サービス」とは「の下に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を加え、及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改め、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十二項から第二十四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十一項中「第百十五條の四十四第一項第五号」を「第百十五條の四十五第一項第五号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22 この法律において「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。

第八條中第十九項を第二十項とし、第十八項を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、同条第十六項中「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」という。)」を「認知症」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「又は」の下に「随時」を「定めるもの」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護に該当するものを除く。」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。
15 この法律において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められた居宅要介護者についてのものに限る。

二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

第八條の二 第十八項中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改める。
第十三條第一項第二号中「特定施設」の下に「(有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五條第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一條第一項本文の指定を受けていないものに限る。))を除く。」を加える。

第十八條第三号中「要介護状態又は要支援状態」を「要介護状態等」に改める。
第二十條中「要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)」を「要介護状態等」に改める。
第二十二條第二項中「短期入所療養介護又は」を「短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は」に改め、「居宅サービス若しくはこれに相当するサービス」の下に「地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス」を加える。

第二十四條の二の次に次の一條を加える。
(指定都道府県事務受託法人)
第二十四條の三 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの(以下「指定都道府県事務受託法人」という。)に委託することができる。

一 第二十四條第一項及び第二項に規定する事務(これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。)
二 その他厚生労働省令で定める事務
2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
4 都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 第二十四条第三項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う同条第一項及び第二項の規定による賃金について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、指定都道府県事務受託法人に関し必要な事項は、政令で定める。第二十七条第一項及び第三十二条第一項中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改める。

第四十二条の二第二項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービス、これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの内容、要介護状態区分、当該指定地域密着型サービスの事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用（複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。次条第二項において同じ。）に要する費用については、食事の提供に要する費用、宿泊に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。）の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額

第四十二条の二第四項中「かかわらず」の下に「地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として」を加え、「その額を超えない」を「当該市町村が定める」に改める。

第四十二条の二第二項中「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改める。

第五十条第三号中「第四十二条の二第二項第一号及び第二号」を「第四十二条の二第二項各号」に改める。

第五十四条の二第四項中「かかわらず」の下に「地域密着型介護予防サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として」を加え、「その額を超えない」を「当該市町村が定める」に改める。

第六十九条第三項第三号中「第四十二条の二第二項第一号及び第二号」を「第四十二条の二第二項各号」に改める。

第七十条第二項中「第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号」を「次の各号」に、「第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで」を「第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「社会保険各法」の下に「又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）を加え、第九十四条第三項第五号の二、第百十五條の二第二項第五号の二」を「第七十八條の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百十五條の二第二項第五号の三、第百十五條の十二第二項第五号の三」に、「すべて」を「全て」に、「第九十四条第三項第五号の二及び第百十五條の二第二項第五号の二」を「第七十八條の二第四項第五号の三、第九十四条第三項第五号の三、第百十五條の二第二項第五号の三及び第百十五條の十二第二項第五号の三」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十条第二項第六号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第六号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては」を加え、「当該申請者」を「当該法人」に改め、「経過しないもの」の下に「を含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所

である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないもの」を加え、同項第八号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第十号中「申請者」の下に「（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうち第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第七十条第二項第十一号中「申請者」の下に「（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く）」を加え、「病院等」を「事業所」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

第七十条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第七十条次に次の二項を加える。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（以下この項において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画（第百七十七條第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）において定める当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域（第百七十七條第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。）における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならぬ。

一 当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の種類ごとの量が、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該居宅サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第一項の申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになるとき。

二 その他当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。

8 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業者が行う居宅サービスにつき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

第七十条の二の次に次の一条を加える。
(指定の変更)

第七十条の三 第四十一条本文の指定を受けて特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、同項本文の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設入居者生活介護に係る同項本文の指定の変更を申請することができる。

2 第七十条第四項から第六項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒む」と読み替えるものとする。

第七十七條の二第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第一号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。

第七十七條第一項第一号中「第五号、第十号(第五号の二に該当する者のあるものであるときを除く。)(又は第十一号(第五号の二)を「から第五号の二」まで、第十号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)(第十一号(第五号の三)に該当する者のあるものであるときを除く。)(第十二号(第五号の三)に該当する者のあるときを除く。)(又は第十二号(第五号の三)に改め、同項第十二号中「病院等」を「事業所」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第八項の規定により当該指定を行うに当たつて付された条件に違反したと認められるとき。

第七十八條の二第一項中「であつて」を「のうち」に改め、「二十九人以下」の下に「であつて市町村の条例で定める数」を「事業所」の下に「第七十八條の十三第一項及び第七十八條の十四第一項を除く」を加え、同条第三項中「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第二項」に改め、同条第四項中「次の各号」の下に「病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ)」に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く」を加え、同項第一号中「法人」を「市町村の条例で定める者」に改め、同項第四号中「市町村長」の下に「(以下この条において「所在地町村長」という。))」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十八條の二第四項第五号の二中「健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号 第七十九條第二項第四号の二、第百十五條の十二第二項第五号の二及び第百十五條の二十二第二項第四号の二において「保険料等」という。))」を「保険料等」に、「これらの」を「納付義務を定めた」に、「すべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によつて納付義務を負う保険料等に限る。第七十九條第二項第四号の二、第百十五條の十二第二項第五号の二及び第百十五條の二十二第二項第四号の二において同じ。))」を「(主として)に改め、同号を同項第五号の二とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて法令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十八條の二第四項第六号及び第六号の二中「経過しない者」の下に「(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。))」を加え、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八條の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八條の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)(の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)(の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)(の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)(の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十八條の二第四項第九号を次のように改める。

九 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)(が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第七十八條の二第四項に次の三号を加える。

十 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)(が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)(が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)(が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

第七十八條の二中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「次の各号」の下に「(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第一号の二、第一号の三、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。))」を加え、同項第一号及び第一号の二中「経過しない者」の下に「(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。))」を加え、同項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八條の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八條の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)(の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)(の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)(の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)(の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十八條の二第五項第三号を次のように改める。

三 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)(が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第七十八條の二第五項第三号を次のように改める。
三 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。)(が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第七十八條の二第五項第三号の次に次の三号を加える。

三の二 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうち第一号の二又は第二号から第三号の二までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三の三 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第三号の二までのいずれかに該当する者であるとき。

三の四 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第三号の二までのいずれかに該当する者であるとき。

5 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第七十八條の二に次の三項を加える。

9 第一項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

10 前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二條の二第一項本文の指定があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第四十二條の二第一項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時

二 所在地市町村長による第四十二條の二第一項本文の指定がされたとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第一項の申請を受けた時

11 第七十八條の十の規定による所在地市町村長による第四十二條の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八條の十二において準用する第七十條の二第一項若しくは第七十八條の十五第一項若しくは第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による第四十二條の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二條の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

第七十八條の九第一項第一号中「第七十八條の二第七項」を「第七十八條の二第八項」に改める。第七十八條の十第一号中「第七十八條の二第四項第五号又は第九号(ハ)に該当する者が」を「第七十八條の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十号(第五号の三に該当する者のあるときを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者であるときを除く。))又は第十二号(第五号の三に該当する者で)に改め、同条第二号中「第七十八條の二第五項第三号」を「第七十八條の二第六項第三号から第三号の四までのいずれか」に改め、同条第三号中「第七十八條の二第七項」を「第七十八條の二第八項」に改め、同条第十四号中「その役員等のうちに、」を「が法人である場合において、その役員等のうちに」に改め、同条に次の一号を加える。

十五 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以上以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第七十八條の十二中「第七十條の二」の下に、「第七十一條及び第七十二條」を、「において」の下に「これらの規定に関し」を加える。

第五章第三節第七十八條の十二の次に次の五条を加える。

(公募指定)

第七十八條の十三 市町村長は、第百十七條第一項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があるものと認めるときは、その定める期間(以下「市町村長指定期間」という。)中は、当該見込量の確保のため公募により第四十二條の二第一項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域(以下「市町村長指定区域」という。)に所在する事業所(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの(以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。))の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。)に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。

2 市町村長指定期間中における市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二條の二第一項本文の指定については、第七十八條の二の規定は適用しない。

3 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八條の二第一項の指定の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定をしようとするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

4 前項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替等は、政令で定める。

第七十八條の十四 前条第一項の規定により行われる第四十二條の二第一項本文の指定(以下「公募指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類及び当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の種類に係る市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業を行う事業所ごとに行い、当該公募指定をする市町村長がその長である市町村長の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型サービス費及び特別地域密着型サービス費の支給については、その効力を有する。

2 市町村長は、公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定める基準に従い、その応募者のうちから公正な方法で選考をし、指定地域密着型サービス事業者を決定するものとする。

3 第七十八條の二第二項、第四項(第四号、第六号の二、第十号及び第十二号を除く。)、第五項、第六項(第一号の二、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。)、第七項及び第八項の規定は、公募指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替等は、政令で定める。

(公募指定の有効期間等)
第七十八條の十五 公募指定は、第七十八條の十二において準用する第七十條の二の規定にかかわらず、その指定の日から起算して六年を超えない範囲内で当該市町村長が定める期間を経過したときは、その効力を失う。

2 第七十八條の十二において準用する第七十條の二の規定は、市町村長指定期間の開始の際現に効力を有する市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二條の二第一項本文の指定(公募指定を除く。))及び第七十八條の十三第三項の規定により行われた第四十二條の二第一項本文の指定(次項において「指定期間開始時有効指定」という。))については、適用しない。

3 指定期間開始時有効指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、その効力を失う。

一 次号に掲げる指定期間開始時有効指定以外の指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の第七十八條の十二において準用する第七十條の二第一項の期間(同号において「従前の指定の有効期間」という。)の満了の日の翌日のうち直近の日から六年

二 指定期間開始時有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業者が、当該市町村長指定区域・サービス事業所に係る公募指定を受ける場合における当該指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の指定の有効期間の満了の日の翌日のうち直近の日から当該公募指定がされた日の前日までの期間

4 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定の更新をすらかどうかの処分がなされていないものについては、第二項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

5 前三項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(市町村長指定期間等の公示)

第七十八条の十六 市町村長は、市町村長指定期間、市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を定めようとするときは、あらかじめ、その旨並びに市町村長指定区域及び市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る効力が生ずる日を公示しなければならない。

2 前項の規定は、市町村長指定期間、市町村長指定区域又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の変更にについて準用する。

(公募指定に関する読替え)

第七十八条の十七 公募指定に係る第七十八条の二第四項、第六項及び第十一項、第七十八条の五第二項並びに第七十八条の九から第七十八条の十一までの規定の適用については、同項中「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く」とあるのは「公募指定に係る市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に限る」と、「一月前まで」とあるのは「一月以上前の日であつて市町村長が定める日まで」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十九条第二項第四号の二中「保険料等」を「健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、厚生年金保険法又は労働保険法の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金(以下この号及び第五十五条の二十二第二項第四号の三において「保険料等」という。)に、「納付義務を定めた」を「これらの」に、「すべて」を「全て」(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うこと)を定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。同号において同じ。に改め、同号を同項第四号の三とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十九条第二項第八号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第四号」の下に、「第四号の二」を加え、同号ハ中「保険料等」を「この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第八十六条第二項第七号ハ及び第五十五条の二十二第二項第八号ハにおいて「保険料等」という。に「納付義務を定めた」を「これらの」に「すべて」を「全て」(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うこと)を定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第八十六条第二項第七号ハ及び第五十五条の二十二第二項第八号ハにおいて同じ。に改め、同号ニ中「もの」の下に「(当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととする)が相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」に該当する場合を除く。」を加える。

第八十四条第一項第一号中「第七十九条第二項第四号」の下に、「第四号の二」を加える。

第八十六条第一項中「であつて」を「のうち」に改め、「三十人以上」の下に「であつて都道府県の条例で定める数」を加え、同条第二項第三号の二中「又は厚生年金保険法」を「厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に「すべて」を「全て」に改め、同条を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第八十六条第二項第七号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第三号」の下に、「第三号の二」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「もの」の下に「(当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととする)が相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。」を加える。

第九十二条第一項第一号中「第八十六条第二項第三号」の下に、「第三号の二」を加える。

第九十四条第三項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第九十四条第五項中「第一百八条第二項第一号」を「第一百八条第二項」に改める。

第一百零一条第一項第二号中「第五号」を「から第五号の二まで」に、「第五号の二」を「第五号の三」に改める。

第一百五十五条の二第二項中「第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号」を「次の各号」に、「第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで」を「第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第一百五十五条の二第二項第六号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第六号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては」を加え、「当該申請者」を「当該法人」に改め、「経過しないもの」の下に「を含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日以前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの」を加え、同項第八号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第十号中「申請者」の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第一百五十五条の二第二項第十一号中「申請者」の下に「介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。」を加え、「病院等」を「事業所」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

第百十五條の二に次の一項を加える。
 3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第百十五條の九第一項第一号中「第五号、第十号、第十号の二に該当する者のあるものであるときを除く。」又は第十一号（第五号の二）を「から第五号の二まで、第十号（第五号の三に該当する者のあるものを除く。）、第十号の二（第五号の三に該当する者のあるものを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）、第十二号（第五号の三）に改め、同項第十二号中「病院等」を「事業所」に改める。
 第百十五條の十一中「第七十條の二から第七十二條まで」を「第七十條の二、第七十一條及び第七十二條」に改める。

第百十五條の十二第二項第一号中「法人」を「市町村の条例で定める者」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。
 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第百十五條の十二第二項第五号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。
 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第百十五條の十二第二項第六号及び第六号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日以前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。」を加え、同項第七号の次に次の一号を加える。
 七の二 前号に規定する期間内に第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日以前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

九 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 第百十五條の十二第二項第九号を次のように改める。

第百十五條の十二第二項に次の三号を加える。
 十 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるとき。

十一 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
 十二 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

第百十五條の十二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号及び第一号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該法人

の役員等であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日以前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。
 二の三 第二号に規定する期間内に第百十五條の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日以前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百十五條の十二第三項を次のように改める。
 三 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 第百十五條の十二第三項に次の三号を加える。

四 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第二号から第三号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
 五 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第三号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

六 申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第三号の三までのいずれかに該当する者であるとき。
 第百十五條の十二第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
 3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第百十五條の十二に次の一項を加える。
 7 第七十八條の二第九項から第十一項までの規定は、第五十四條の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
 第百十五條の十八第一項第一号中「第百十五條の十二第五項」を「第百十五條の十二第六項」に改める。

第百十五條の十九第一号中「第百十五條の十二第二項第五号又は第九号（ハ）に該当する者」を「第百十五條の十二第二項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）、第十二号（第五号の三に該当する者で）に改め、同条第二号中「第百十五條の十二第三項第三号」を「第百十五條の十二第四項第三号から第六号までのいずれか」に改め、同条第三号中「第百十五條の十二第五項」を「第百十五條の十二第六項」に改め、同条第十三号中「その役員等のうちに」を「が法人である場合において、その役員等のうちに」に改め、同条に次の一号を加える。

十四 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居室サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第百十五條の二十二第二項中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改め、同条第二項第四号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第四号の三とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第百十五條の二十二第二項第八号イ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ロ中「第四号」の下に「第四号の二」を加え、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ニ中「もの」の下に「当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となつた事実及び当該指定の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。」を加える。

第百十五條の二十九第一号中「第百十五條の二十二第二項第四号」の下に「第四号の二」を加える。

第百十五條の三十五第二項及び第三項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。

第百十五條の三十五第四項中「第二項」を「前項」に改める。

第百十五條の三十六第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項を削る。

第百十五條の四十二第三項中「第百十五條の三十六第三項及び」を削る。

第六章中第百十五條の四十七を第百十五條の四十八とする。

第百十五條の四十六第一項中「実施」の下に「に係る方針を示して、当該包括的支援事業」を加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「前条第五項」の下に「及び第六項」を加え、同条第四項中「第百十五條の四十四第一項第一号及び第二項各号」を「第百十五條の四十五第一項第一号及び第三項各号」に改め、同条に次の四項を加える。

5 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のうち第百十五條の四十五第二項各号に掲げる事業については、当該各号に掲げる事業を適切に実施することができるものとして厚生労働省令で定める基準に適合する者（同項第三号に掲げる事業については、地域包括支援センターの設置者に限る。）に対して、当該各号に掲げる事業の実施を委託することができる。

6 前項の規定により第百十五條の四十五第二項第三号に掲げる事業の実施の委託を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、その事業の一部を、厚生労働省令で定めるところに委託することができる。

7 市町村長は、介護予防・日常生活支援総合事業について、第一項、第四項又は第五項の規定により、その実施を委託した場合には、当該委託を受けた者（次項において「受託者」という。）に対する当該実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を連合会に委託することができる。

8 受託者は、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

第百十五條の四十六を第百十五條の四十七とする。

第百十五條の四十五中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めなければならない。

第百十五條の四十五を第百十五條の四十六とする。

第百十五條の四十四第六項を同条第七項とし、同条第五項中「事業」の下に「及び介護予防・日常生活支援総合事業（同号及び同項第二号並びに第二項各号に掲げる事業をいう。以下同じ）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「市町村は」の下に「第一項各号及び」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、被保険者の要介護状態等となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従つて、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。この場合においては、市町村は、次に掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならない。

一 居宅要支援被保険者に対して、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスのうち市町村が定めるもの（指定介護予防サービス若しくは特別介護予防サービス費に係る介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス若しくは特別地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス（以下この号において「特定指定介護予防サービス等」という。）を受けている居宅要支援被保険者については、当該特定指定介護予防サービス等と同じ種類の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを除く。）を行う事業

二 被保険者（第一号被保険者及び要支援者である第二号被保険者に限る。）の地域における自立した日常生活の支援のための事業であつて、前項第一号に掲げる事業及び前号に掲げる事業と一体的に行われる場合に効果があると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの

三 居宅要支援被保険者（指定介護予防支援又は特別介護予防サービス計画に係る介護予防支援を受けている者を除く。）の要介護状態となることの予防又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止のため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じた、その選択に基づき、前二号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

第百十五條の四十四を第百十五條の四十五とし、第五章第十節中第百十五條の四十三の次に次の一条を加える。

（都道府県知事による情報の公表の推進）

第百十五條の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（介護サービス情報に該当するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第百十七條第二項第一号中「並びにその見込量の確保のための方策」を削り、同項第二号中「地域支援事業に要する費用の額並びに」及び「及びその見込量の確保のための方策」を削り、同項第三号から第五号までを削り、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「市町村介護保険事業計画」の下に「（第二項各号に掲げる事項に係る部分に限る。）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

第百十七條第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策

三 指定居宅サービス等の事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項

五 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

第百十八条第二項中「次に掲げる事項」を「当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数、介護保険施設の種類の必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み」に改め、各号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「都道府県地域福祉支援計画」の下に「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四十条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画」を加え、「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項に規定する事項及び前項各号」に、「同項第一号」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項

二 介護サービス情報の公表に関する事項

三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は賃金の向上に資する事業に関する事項

四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

第百二十二条第二項中「第百十五条の四十四第一項第一号に掲げる事業」を「第百十五条の四十五第一項第一号に掲げる事業（介護予防・日常生活支援総合事業を行う場合にあつては、当該介護予防・日常生活支援総合事業）」に、「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第二項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に、「包括的支援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。

第百二十三条第三項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第四項中「包括的支援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。

第百二十四条第三項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に改め、同条第四項中「包括的支援事業等支援額」を「特定地域支援事業支援額」に改める。

第百二十六条第一項中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に、「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第百五十二条及び第百五十三条中「すべて」を「全て」に、「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第百七十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払であつて、前号に掲げる業務の内容との共通性その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの

第百七十六条第二項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同項を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払（前項第二号に掲げるものを除く。）

第百二十三条の四を第百二十三条の五とし、第百二十三条の三を第百二十三条の四とし、第百二十三条の二を第百二十三条の三とし、第百二十三条の次に次の一条を加える。

(大都市等の特例)

第百二十三条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）において、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第百五十二条第二項中「第二十四条の二第三項」の下に、「第二十四条の三第二項」を加え、「第百五十二条の四十五第五項（第百五十二条の四十六第三項）を「第百五十二条の四十六第六項（第百五十二条の四十七第三項）」に改める。

第百八条中「質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による質問」を加える。

第百二十三条第一項中「質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第一項の規定による質問」を加える。

附則第六条第二項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。」を削る。

附則第八条の表第七十八條の二第四項第五号の二の項中「第七十八條の二第四項第五号の二」を「第七十九條第二項第四号の三」に改める。

附則に次の二条を加える。

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

第九條 指定介護老人福祉施設に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所した際他の市町村（当該指定介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう。）の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該指定介護老人福祉施設が所定定員の減少により地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条の二第一項本文の指定を受けているものに限る。以下この条において「変更後地域密着型介護老人福祉施設」という。）となつた場合においても、当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所している間は、第九條の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う介護保険の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設（以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。）を含む二以上の住所地利所特例対象施設に継続して入所又は入居（以下この条において「入所等」という。）をしてきた被保険者（当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所している者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所する直前に入所等をしてきた住所地利所特例対象施設（以下この項において「直前入所施設」という。）及び変更前介護老人福祉施設それぞれに住所等をするに直前入所施設及び変更前介護老人福祉施設それぞれに住所する場所に順次住所を変更したと認められるもの（次項において「特定継続入所被保険者」という。）については、この限りでない。

2 特定継続入所被保険者のうち、次の各号に掲げるものは、第九条の規定にかかわらず、当該各号に定める市町村が行う介護保険の被保険者とする。

一 継続して入所等をしてきた二以上の住所地特例対象施設のそれぞれに入所等をするににより、それぞれ住所地特例対象施設の所在地に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の住所地特例対象施設のうち最初の住所地特例対象施設に入所等をした際の市町村(変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう)の区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の市町村

二 継続して入所等をしてきた二以上の住所地特例対象施設のうち一の住所地特例対象施設から継続して他の住所地特例対象施設に入所等すること(以下この号において「継続入所等」という)により当該一の住所地特例対象施設の所在地以外の場所から当該他の住所地特例対象施設の所在地とする場所へ住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という)を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入所等の際の市町村(変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいう)の区域内に住所を有していたと認められるもの。当該他の市町村

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者については、変更後地域密着型介護老人福祉施設を住所地特例対象施設とみなして、第十三条の規定を適用する。

(財政安定化基金の特例)

第十條 都道府県は、平成二十四年度に限り、第四百七十七条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、財政安定化基金の一部を取り崩すことができる。

2 都道府県は、前項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、保険料率(平成二十四年度から平成二十六年度までの間のものに限り)の増加の抑制のため、政令で定めるところにより、その取り崩した額の三分の一に相当する額を市町村に交付しなければならぬ。

3 都道府県は、第一項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、その取り崩した額の三分の一に相当する額を国に納付しなければならない。

4 国は、前項の規定による納付があつた場合においては、その納付された額に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとする。

5 都道府県は、第一項の規定により財政安定化基金を取り崩したときは、その取り崩した額から第二項及び第三項の規定による額の合計額を控除した額に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるものとする。

(老人福祉法の一部改正)

第二條 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 指定法人(第二十八條の二)第二十八條の十四」を「第四章の二 有料老人ホーム(第二十九條―第三十一條の五)」に改める。

第五條の二 第二項中「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業」に改め、同条第二項中「居宅介護サービス費」の下に定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは「を」を加え、同条に次の一項を加える。

7 この法律において、「複合型サービス福祉事業」とは、第十条の四第一項第六号の措置に係る者又は介護保険法の規定による複合型サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護(以下「訪問介護等」という)を含むものに限る)に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定めるものを、同法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいう。

第十條の四 第一項第一号中「規定する訪問介護」の下に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。)」を加え、同項第五号中「第八條第十六項」を「第五條の二」に改め、同項に次の一号を加える。

六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス訪問介護等(定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る)に係る部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者に、又は当該市町村以外の者に当該サービスを提供することを委託すること。

第十四條の四を次のように改める。

(家賃等以外の金品受領の禁止等)

第十四條の四 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、家賃、敷金及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者のうち、終身にわたつて受領すべき家賃その他厚生労働省令で定めるものの全部又は一部を前払金として一括して受領するものは、当該前払金の算定の基礎を面で明示し、かつ、当該前払金について返還債務を負うこととなる場合に備えて厚生労働省令で定めるところにより必要な保全措置を講じなければならない。

3 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、第五條の二第六項に規定する住居に入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第十五條第六項中「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第二項」に改める。

第十八條の二 第二項中「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

第二十條の八 第二項中「次に掲げる事項」を「当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標」に改め、各号を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「市町村老人福祉計画」の下に「第二項に規定する事項に係る部分に限る。」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「市町村老人福祉計画」を「市町村」に、作成されなければならない」を「市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第一号」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項」に改め、「短期入所生活介護」の下に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の下に、「複合型サービス」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

第二十條の九 第二項中「次に掲げる事項」を「介護保険法第百十八條第二項の規定により当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目標」に改め、各号を削り、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項」に、「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 老人福祉施設の整備及び老人福祉施設相互間の連携のために講ずる措置に関する事項

二 老人福祉事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項

第二十一条第一号中「第四号まで」の下に「及び第六号」を加える。
第四章の二を削る。

第二十九条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項まで」を「第八項まで」に、「当該有料老人ホームに入居している者(以下「入居者」という。))」を「入居者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 有料老人ホームの設置者は、前項に規定する前払金を受領する場合には、当該有料老人ホームに入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第二十九条第五項の次に次の一項を加える。
6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。
第三十二条の三を第四章の二とする。
第三十二条の次に次の一項を加える。

(後見等に係る体制の整備等)
第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。
第三十四条の二第二項中「第二十九条第七項及び第九項」を「第二十九条第九項及び第十一項」に改める。
第三十九条中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改める。
第四十条第一号中「第二十八条の十二第二項若しくは」を削り、「第二十九条第七項」を「第二十九条第九項」に改める。

附則第七條第一項中「第百十八條第二項第一号」を「第百十八條第二項」に改める。
(社会福祉法の一部改正)
第三条 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第三項第四号中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に改める。

第四条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。
第九条に次の改正規定を加える。
附則第二条中「(同法第四十八條第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を除く。))」を削る。
第二十六条のうち介護保険法第七十二条第二項の改正規定中「第百十五條の二十九第六項を」第百十五條の三十五第六項」に改める。
附則第一条第六号中「及び第百十一条の二」を「第百十一条の二及び第百三十條の二」に改める。

附則第百三十條の次に次の一項を加える。
(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)
第百三十條の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四條の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十條の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七條の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十條の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十一條の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六條の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第百十一条の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む)は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八條第一項第三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。
3 第二十六条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第七條第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八條第二十六項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八條第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。
附則第百三十一條中「並びにこの」を「この」に改め、「施行後にした行為」の下に「並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為」を加える。
(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)
第五条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五十四條」を「第五十六條」に改める。
第二条第二項中「応じた介護」の下に「喀痰吸引その他の者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)を含む」を加える。

第三条第二号中「禁錮」に改め、同条第三号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。
第四十七條第二項中「第八條第十六項」を「第五條の二」に改める。
第四十八條の二を第四十八條の十一とし、第四十八條の次に次の九條を加える。
(保健師助産師看護師法との関係)
第四十八條の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うことを業とすることができる。
2 前項の規定は、第四十二條第二項において準用する第三十二條第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。
第四十八條の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日

四 その他厚生労働省令で定める事項

(欠格条項)

第四十八條の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 第四十八條の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの(登録基準)

第四十八條の五 都道府県知事は、第四十八條の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。

二 喀痰吸引等の実施に関する記録が整備されていることその他喀痰吸引等を安全かつ適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられていること。

三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。

2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第四十八條の三第二項各号に掲げる事項

(変更等の届出)

第四十八條の六 登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。)は、第四十八條の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。(登録の取消し等)

第四十八條の七 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることができる。

一 第四十八條の四各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第四十八條の五第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

三 前条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

(公示)
第四十八條の八 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第四十八條の六第一項の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。)があつたとき。

三 第四十八條の六第二項の規定による届出があつたとき。

四 前条の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

(準用)

第四十八條の九 第十九條及び第二十條の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第四十八條の十 第四十八條の三から前条までに規定するもののほか、喀痰吸引等業務の登録に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十三條に次の二号を加える。

四 第四十八條の三第一項の規定に違反して、同項の登録を受けずに、喀痰吸引等業務を行う者

五 第四十八條の七の規定による喀痰吸引等業務の停止の命令に違反した者

第五十四條の次に次の二条を加える。

第五十五條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八條の九において準用する第十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第四十八條の九において準用する第二十條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十三條第四号若しくは第五号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則に次の二十六条を加える。

(認定特定行為業務従事者に係る特例)

第三条 介護の業務に従事する者(介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。)のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為(喀痰吸引等研修の課程に於いて厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。)を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たっては、医師、看護師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者(以下「登録研修機関」という。)が行う研修(以下「喀痰吸引等研修」という。)の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができない。

3 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証の交付を行わないことができる。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により介護福祉士の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

五 次項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二年を経過しない者

四 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

一 前項各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合

二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に關し不正の行為があつた場合

三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

五 前各項に定めるもののほか、認定特定行為業務従事者認定証の交付、再交付及び返納、第二項の都道府県知事の認定その他認定特定行為業務従事者に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託)

第五条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務(認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。)の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

二 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員(法人でない登録研修機関にあつては、前条第二項の登録(次条から附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条において「登録」という。)を受けた者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(登録の申請)

第六条 登録は、厚生労働省令で定めるところにより、事業所ごとに、喀痰吸引等研修を行うおとす者の申請により行う。

(欠格条項)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 附則第十六条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの(登録基準)

第八条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。

二 前号の喀痰吸引等に関する実務に關する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2 登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

五 その他厚生労働省令で定める事項

(登録の更新)

第九条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(喀痰吸引等研修の実施に係る義務)

第十条 登録研修機関は、公正に、かつ、附則第八条第一項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。

(変更の届出)

第十一条 登録研修機関は、附則第八条第二項各号(第一号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(業務規程)

第十二条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に關する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に關する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第十三条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(適合命令)

第十四条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十五条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第十条の規定に違反しているとき、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十六条 都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 附則第七条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。

二 附則第十一条から第十三条までの規定に違反したとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反したとき。

五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

(公示)
第十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 登録をしたとき。
二 附則第十一条の規定による届出(氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る)があつたとき。

三 附則第十三条の規定による届出があつたとき。
四 前条の規定により登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(準用)

第十八条 第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替へるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十九条 附則第六条から前条までに規定するもののほか、登録研修機関の登録に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特定行為業務の登録)

第二十条 自らの事業又はその一環として、特定行為認定特定行為業務従事者が行うものに限る。の業務(以下「特定行為業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 第十九条及び第二十条の規定は前項の登録を受けた者について、第四十八条の第三項、第四十八条の四から第四十八条の八まで及び第四十八条の十の規定は前項の登録について準用する。

この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、第十九条中「指定試験機関」とあるのは「附則第二十条第一項の登録を受けた者(以下「登録特定行為事業者」という。）」と、第二十条第一項中「指定試験機関」とあるのは「登録特定行為事業者」と、第四十八条の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）」と、第四十八条の五第一項第二号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、同項第三号中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第四十八条の六第一項中「登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。）」とあるのは「登録特定行為事業者」と、同条第二項及び第三項並びに第四十八条の七中「登録喀痰吸引等事業者」とあるのは「登録特定行為事業者」と読み替へるものとする。

(罰則)

第二十一条 附則第五条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条 附則第十六条の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録研修機関(その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員)は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十条第一項の規定に違反して、同項の登録を受けずに、特定行為業務を行つた者
二 附則第二十条第二項において準用する第四十八条の七の規定による特定行為業務の停止の命令に違反した者

第二十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録研修機関(その者が法人である場合にあつては、その役員又は職員)は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 附則第十八条において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
四 附則第十八条において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第二十条第二項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 附則第二十条第二項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第二十三条又は前条の規定に違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第二十七条 正当な理由なく、附則第四項の規定による命令に違反して認定特定行為業務従事者認定証を返納しなかつた者は、十万円以下の過料に処する。

(第四十八条の四第三号の規定の適用関係)

第二十八条 第四十八条の四第三号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十八条の七」とあるのは、「第四十八条の七(附則第二十条第二項において準用する場合を含む。）」とする。

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち社会福祉士及び介護福祉士法第四十四条の改正規定の次に次のように加える。
附則第二十八条の見出しを「(第三条第四号の規定等の適用関係)」に改め、同条中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第三条第四号の規定の適用については、当分の間、同号中「第四十二条第二項」とあるのは、「第四十二条第二項及び附則第四条第三項」とする。

附則第二十八条を附則第三十七条とする。

附則第二十七条中「附則第四条第四項」を「附則第十一条第四項」に改め、同条を附則第三十六条とする。

附則第二十六条中「附則第二十三条」を「附則第三十一条第三号若しくは第四号」に改め、同条を附則第三十五条とする。

附則第二十五条中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同条を附則第三十四条とする。

附則第二十四条第一号中「附則第十三条」を「附則第二十条」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「附則第十八条」を「附則第二十五条」に改め、同条を附則第三十三条とする。

附則第二十三条第二号中「附則第二十条第二項」を「附則第二十七条第二項」に改め、同条を同条第四号とし、同条第一号中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改め、同条を同条第三号とし、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 附則第四条第三項において準用する第三十二条第二項の規定により准介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、准介護福祉士の名称を使用したもの
二 附則第七条の規定に違反した者

附則第二十三条を附則第三十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第三十二条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 附則第五号第三項において準用する第十七条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

- 二 附則第五条第三項において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 附則第五条第三項において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 四 附則第五条第三項において準用する第二十一条の許可を受けずに登録事務の全部を廃止したとき。
- 附則第二十二條中「附則第十六條」を「附則第二十三條」に改め、同条を附則第三十條とする。
- 附則第二十一條の前の見出し及び同条を削る。
- 附則第二十条第二項中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七條第一項」に、「附則第二十条第二項」を「附則第二十七條第二項」に改め、同条を附則第二十七條とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。
- (罰則)
- 第二十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 附則第五条第三項において準用する第十六條第一項の規定に違反した者
 - 二 附則第八条において準用する第四十六條の規定に違反した者
 - 三 附則第十二條第二項の規定に違反した者
- 2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。
- 第二十九條 附則第五条第三項において準用する第二十二條第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 附則第十九條中「附則第六條」を「附則第十三條」に改め、同条を附則第二十六條とする。
- 附則第十八條を附則第二十五條とする。
- 附則第十七條第二号中「附則第十一條」を「附則第十八條」に改め、同条第三号中「附則第十三條」を「附則第二十條」に改め、同条を附則第二十四條とする。
- 附則第十六條第一号中「附則第七條各号」を「附則第十四條各号」に改め、同条第二号中「附則第十一條から第十三條まで」を「附則第十八條から第二十條まで」に改め、同条第四号中「附則第十五條」を「附則第二十五條」に改め、同条を附則第二十三條とする。
- 附則第十四條中「附則第八條第一項各号」を「附則第十五條第一項各号」に改め、同条を附則第二十一條とする。
- 附則第十三條を附則第二十條とし、附則第十二條を附則第十九條とする。
- 附則第十一條中「附則第八條第二項各号」を「附則第十五條第二項各号」に改め、同条を附則第十八條とする。
- 附則第十條中「附則第八條第一項各号」を「附則第十五條第一項各号」に改め、同条を附則第十七條とする。
- 附則第九條を附則第十六條とする。
- 附則第八條第一項中「附則第六條」を「附則第十三條」に改め、同条を附則第十五條とする。
- 附則第七條第三号中「附則第十六條」を「附則第二十三條」に改め、同条を附則第十四條とする。
- 附則第六條を附則第十三條とする。
- 附則第五條第二項中「附則第九條まで並びに附則第十六條、第十七條及び第十九條」を「附則第十六條まで並びに附則第二十三條、第二十四條及び第二十六條」に改め、同条を附則第十二條とする。
- 附則第四條を附則第十一條とし、附則第三條を附則第十條とする。

- 第三條のうち、社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条を附則第十五條とし、附則第一条の次に三條を加える改正規定中「附則第十五條」を「附則第九條」に、「次の三條」を「次の七條」に改め、同改正規定のうち附則第二条に係る部分中「介護等」の下に「喀痰吸引等を除く」を加え、同改正規定のうち附則第九條から第十四條までに係る部分を削る。
- 附則第一条中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。
- (福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正)
- 第七條 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。
- 目次を次のように改める。
- 目次
 - 第一章 総則（第一条・第二条）
 - 第二章 基本方針等（第三条―第六條）
 - 第三章 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務（第七條）
 - 第四章 地方公共団体の講ずる措置等（第八條―第十條）
 - 附則
 - 第三章を削る。
 - 第四章中第二十條を第七條とし、第二十一條を削り、同章を第三章とする。
 - 第五章中第二十二條を第八條とし、第二十三條を第九條とし、第二十四條を第十條とし、同章を第四章とする。
 - 第六章を削る。
 - 附則
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条（老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十條第一号の改正規定（第二十八條の十二第一項若しくは一を削る部分に限る。）、第四条、第六條及び第七條の規定並びに附則第九條、第十一條、第十五條、第二十二條、第四十一條、第四十七條（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四條の改正規定に限る。）及び第五十條から第五十二條までの規定 公布の日
 - 二 第一条（介護保険法第十三條第一項第二号の改正規定に限る。）、規定並びに附則第三條、第二十七條（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第六十六條の二第一項第六号の改正規定（同法第二十二條）を「同法第八條第二十四項」に改める部分を除く。）、第二十八條、第三十四條（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十五條第一項第五号の改正規定（同法第二十二條）を「同法第八條第二十四項」に改める部分を除く。）に限る。）、及び第三十五條の規定 この法律の施行の日又は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日いずれか遅い日
- (検討)
- 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- (介護保険法の一部改正に伴う経過措置)
- 第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第十三條第一項第二号に掲げる特定施設（第一条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第十三條第一項第二号に掲げる特定施設に該当するものを除く。）に入居している旧介護保険法第十三條第一項に規定する住所地特例対象被保険者については、なお従前の例による。

第四條 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた旧介護保険法第七十条第一項（旧介護保険法第七十条の第二項）（旧介護保険法第七十八条の十二、第百十五條の十一、第百十五條の二十一及び第百十五條の三十一において準用する場合を含む。）（第七十八條の第二項、第七十九條第一項（旧介護保険法第七十九條の第二項）において準用する場合を含む。）、第八十六條第一項（旧介護保険法第八十六條の第二項）において準用する場合を含む。）、第九十四條第一項（旧介護保険法第九十四條の第二項）において準用する場合を含む。）、第百十五條の第二項、第百十五條の十二第一項又は第百十五條の二十二第一項の指定若しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新の申請であつて、この法律の施行の際、指定若しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新を申請するかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

第五條 新介護保険法第七十条第二項（新介護保険法第七十条の第二項）（新介護保険法第七十八條の十二、第百十五條の十一、第百十五條の二十一及び第百十五條の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十七條第一項、第七十八條の第二項（新介護保険法第七十八條の十七の規定により読み替へて適用される場合を含む。）、第七十九條第二項（新介護保険法第七十九條の第二項）において準用する場合を含む。）、第八十四條第一項、第八十六條第二項（新介護保険法第八十六條の第二項）において準用する場合を含む。）、第九十四條第一項、第九十四條第二項（新介護保険法第九十四條の第二項）において準用する場合を含む。）、第百四條第一項、第百四十五條の第二項、第百四十五條の九第一項、第百四十五條の十二第二項、第百四十五條の十九、第百四十五條の二十二第二項及び第百四十五條の二十九の規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより刑に処せられた者については、適用しない。

第六條 新介護保険法第七十条第二項（新介護保険法第七十条の第二項）（新介護保険法第七十八條の十二、第百十五條の十一、第百十五條の二十一及び第百十五條の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八條の第二項（新介護保険法第七十八條の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九條第二項（新介護保険法第七十九條の第二項）において準用する場合を含む。）、第八十六條第二項（新介護保険法第八十六條の第二項）において準用する場合を含む。）、第九十四條第三項（新介護保険法第九十四條の第二項）において準用する場合を含む。）、第百十五條の第二項、第百十五條の十二第二項及び第百十五條の二十二第二項の規定は、施行日前に受けた労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）に基づき保険料の滞納処分については、適用しない。

第七條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十条第二項第一号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

第八條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十八條の第二項の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る新介護保険法第四十二條の第二項本文の指定に対する新介護保険法第七十八條の第二項の規定の適用については、同項中「二十人以上以下であるもの」とあるのは、「二十九人以下であるもの」とする。

第九條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十八條の第二項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第五項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

第十條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第八十六條第一項の規定に基づき都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る新介護保険法第四十八條第一項第一号の指定に対する新介護保険法第八十六條第一項の規定の適用については、同項中「二十人以上以下であつて都道府県の条例で定める数であるもの」とあるのは、「三十人以上以下であるもの」とする。

第五條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十条第二項第一号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

第六條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十条第二項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

第七條 新介護保険法附則第九條の規定は、同条第一項に規定する変更後地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに入所している介護保険の被保険者（同項に規定する変更前介護老人福祉施設に入所することにより、当該変更前介護老人福祉施設に所在する場所を変更したと認められる者に限る。）であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所した際、当該変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第九條 この法律の施行のために必要な条例の制定又は改正、新介護保険法第二十四條の第三項の指定の手続（定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスに係るものに限る。）、新介護保険法第七十八條の十三第一項の規定による新介護保険法第四十二條の第二項本文の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第十條 第二條の規定による改正後の老人福祉法（以下「新老人福祉法」という。）第十四條の第四第一項の規定は、施行日の前日までに第二條の規定による改正前の老人福祉法（以下「旧老人福祉法」という。）第十四條の規定による届出がされた認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者については、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

第十一條 新老人福祉法第十四條の第四第三項の規定は、認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

第十二條 新老人福祉法第二十九條第六項の規定は、施行日の前日までに旧老人福祉法第二十九條第一項の規定による届出がされた同項に規定する有料老人ホームについては、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

第十三條 新老人福祉法第二十九條第八項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホームに施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

第十四條 新老人福祉法第二十條の八の規定による市町村老人福祉計画の策定の準備その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第十五條 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置

第十六條 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては、第五條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）第十二條第二項中「介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三條第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三條第一項中「介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次條第二項において同じ。）」とあるのは「介護の業務に従事する者」と、「同条第一項」とあるのは「次條第一項」と、「喀痰吸引等」とあるのは「喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。附則第八條第一項第一号及び第二号において「喀痰吸引等」という。）の」とする。

第十七條 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置

第十八條 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては、第五條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）第十二條第二項中「介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三條第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三條第一項中「介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次條第二項において同じ。）」とあるのは「介護の業務に従事する者」と、「同条第一項」とあるのは「次條第一項」と、「喀痰吸引等」とあるのは「喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。附則第八條第一項第一号及び第二号において「喀痰吸引等」という。）の」とする。

第十九條 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置

第二十條 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては、第五條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。）第十二條第二項中「介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三條第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三條第一項中「介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。次條第二項において同じ。）」とあるのは「介護の業務に従事する者」と、「同条第一項」とあるのは「次條第一項」と、「喀痰吸引等」とあるのは「喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。附則第八條第一項第一号及び第二号において「喀痰吸引等」という。）の」とする。

- 2 新社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の二第一項及び第四十八条の三第一項の規定は、平成二十七年三月三十一日までは、適用しない。
- 第十三条 平成二十七年四月一日に介護福祉士の登録を受けている者及び同日に介護福祉士となる資格を有する者であつて同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの（以下この条において「特定登録者」という。）については、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八条の二第一項の規定は適用せず、第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項及び第三条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。
- 2 特定登録者は、平成二十七年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に申請をした場合
には、前項の規定にかかわらず、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条（第三号に係る部分に限る。）及び第四十八条の二第一項の規定を適用する。
- 3 前項の申請をしようとする特定登録者は、その申請に先立って厚生労働大臣が指定する研修の課程（次項及び第五項において「指定研修課程」という。）を修了しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、第二項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該特定登録者に係る介護福祉士登録簿に指定研修課程を修了した旨の付記をしなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の規定により介護福祉士登録簿に付記をしたときは、当該申請者に、その者が指定研修課程を修了した旨の付記をした介護福祉士登録証（次項において「特定登録証」という。）を交付しなければならない。
- 6 前項の規定により特定登録証の交付を受けた特定登録者は、遅滞なく、現に交付を受けている介護福祉士登録簿を厚生労働大臣に返還しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、特定登録者に係る研修その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 8 特定登録者に対する第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（次条第三項において「改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」という。）附則第十條第一項の規定の適用については、同項中「介護福祉士」とあるのは「介護福祉士（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三條第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定研修課程を修了していないものを除く。）」とする。
- 第十四条 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であつて、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項に規定する特定行為（以下この項において「特定行為」という。）を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者（この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定行為ごとに新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の認定を受けた者に対しては、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証を交付することができる。
- 3 前項の規定により新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に対する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四條第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等」という。）のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した

- 次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に依じて」とあるのは「喀痰吸引等」という。）のうち」とし、同年四月一日以後は、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十條第一項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十四條第一項の規定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」と、「喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に依じて」とあるのは「喀痰吸引等のうち」とする。
- 4 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による交付について準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、第二項の規定による交付その他前各項の規定の施行に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 第十五条 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項及び第二十条第一項の登録並びに前条第一項の認定の手續は、施行日前においても行うことができる。
- 第十六条 附則第十四條第四項において準用する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第五条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- （健康保険法の一部改正）
- 第十七条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
- 第八十八条第一項中「第八條第二十五項」を「第八條第二十七項」に改める。
- 第八十九条第一項中「指定居室サービス事業者（訪問看護事業を行う者）」を「指定居室サービス事業者（訪問看護事業を行う者）」とし、厚生労働省令で定める基準に該当するものに限る。次項において同じ。の指定、同法第四十二條の規定による指定地域密着型サービス事業者（訪問看護事業を行う者）のうち、厚生労働省令で定める基準に該当するもの」を加え、同条第三項中「指定居室サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止」の下に「同法第七十八條の十（同法第七十八條の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは同法第七十八條の十二において準用する同法第七十條の二第一項若しくは同法第七十八條の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効」を加える。
- 第九十八条第一項中「第二百二十九條第二項第二号及び」を「同号及び」に、「施設介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二條の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。同号において同じ。）、特別地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八條第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。同号及び第三百三十五條第一項において同じ。）若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に、指定施設サービス等をいう。第二百二十九條第二項第二号」を「指定施設サービス等をいう。同号に、「第八條第二十三項」を「第八條第二十五項」に、「第二百二十九條第二項第二号において同じ。若しくは」を「同号において同じ。若しくは」に改める。
- 第二百二十九條第二項第二号中「施設介護サービス費の支給（を）」を「地域密着型介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五條第四項及び第四百十五條第一項において同じ。）、特別地域密着型介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第三百三十五條第四項及び第四百十五條第一項において同じ。）、施設介護サービス費の支給（を）」に改め、支給、特別居室介護サービス費の支給」の下に「地域密着型介護サービス費の支給、特別地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(三六八)
- 特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三六九)
- 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(三七〇)
- 航空法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(三七一)
- 航空法関係手数料令の一部を改正する政令(三七二)
- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七三)
- 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令(三七四)

〔条 約〕

- 健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(三七五)
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(三七六)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書(一三)
- 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書(一四)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約(一五)

〔省 令〕

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令(総務・財務二)
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令(財務八四)
- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令(総務・財務一)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(同三八二)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(同三八三)
- 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の効力発生に関する件(同三八四)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の効力発生に関する件(同三八六)

〔告 示〕

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約に関する書簡の交換に関する件(同三八七)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

第四号第三号中「第八号第十八項」を「第八号第十九項」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(複合型サービス福祉事業の対象者)

第四号の二 法第五号の二第七項の政令で定める者は、次のとおりとする。
一 法第十号の四第一項第六号の措置に係る者

二 介護保険法の規定による複合型サービス(訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を含むものに限る。次条第六項において同じ。)に係る地域密着型介護サービス費又は特別地域密着型介護サービス費の支給に係る者
三 生活保護法の規定による居宅介護(介護保険法第八号第二十二項に規定する複合型サービスに限る。)に係る介護扶助に係る者

第五号第一項中「規定する訪問介護」の下に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(同号に規定する厚生労働省令で定める部分に限る。)」を加え、同条第五項中「第八号第十六項」を「第五号の二」に改め、同条に次の一項を加える。
6 法第十号の四第一項第六号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により同法に規定する複合型サービス(同号に規定する訪問介護等に係る部分に限る。)を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該六十五歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該六十五歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とするとき認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該若しくはその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五号の二第七項の厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該サービスを供与することを委託して行うものとする。

第十号第三号中「第八号第二十項」を「第八号第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改める。
(社会福祉法施行令の一部改正)

第四号 社会福祉法施行令(昭和三十三年政令第八十五号)の一部を次のように改正する。
第四号第二号中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同条第三号中「第八号第二十五項」を「第八号第二十七項」に改める。
(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正)

第五号 社会福祉士及び介護福祉士法施行令(昭和六十二年政令第四百二号)の一部を次のように改正する。
第一条の見出し中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加え、同条中「社会福祉士及び介護福祉士法」を「社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法」に改め、「定める社会福祉」の下に「又は保健医療」を加え、同条に次の一項を加える。

2 介護福祉士に係る法第三号第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、前項に規定するもののほか、医師法(昭和二十三年法律第二二一号)、歯科医師法(昭和二十三年法律第二二二号)、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二二三号)、医療法(昭和二十三年法律第二二五号)、薬事法(昭和三十三年法律第四十五号)及び薬剤師法(昭和三十三年法律第四十六号)の規定とする。

第十四条の次に次の一条を加える。
(法第四十八号の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第十四条の二 法第四十八号の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶

養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。
附則第一項ただし書中「次項」を「次条」に改め、同項を附則第一条とする。
附則第二項を附則第二条とし、附則に次の五条を加える。
(法附則第四号第三項第三号及び第七号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四号第三項第三号及び第七号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年法律等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年法律等における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。
(認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第四条 法附則第四号第四項の規定により同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証(以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。)の返納を命ぜられた法附則第三号第一項に規定する認定特定行為業務従事者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四号第四項の規定により当該認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四号第四項の規定により特定行為業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その処分の日並びに処分理由及び内容を通知しなければならない。
(委託することのできない事務)

第五条 法附則第五号第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。
一 法附則第四号第二項の規定による認定の事務
二 法附則第四号第三項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務(登録研修機関の有効期間)

第六条 法附則第九号第一項の政令で定める期間は、五年とする。
(準用)

第七条 第十四条の二の規定は、法附則第二十条第一項の登録について準用する。
(社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第六号 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(平成二十三年政令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち社会福祉士及び介護福祉士法施行令附則第二項の改正規定中「附則第二項」を「附則第二條」に、「附則第十五号第一項」を「附則第九号第一項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

附則第三号(見出しを含む。)中「附則第四号第三項第三号及び第七号第一号」を「附則第十三条第三号及び第十四号第二号」に改める。

附則第四号第一項中「附則第四号第四項」を「附則第十一条第四項」に、「附則第三号第一項」を「附則第十号第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第四号第四項」を「附則第十一条第四項」に改める。

附則第五条中「附則第五条第一項」を「附則第十二条第一項」に改め、同条第一号中「附則第四条第二項」を「附則第十一条第二項」に改め、同条第二号中「附則第四条第三項」を「附則第十一条第三項」に改める。

附則第六条中「附則第九条第一項」を「附則第十六条第一項」に改める。

附則第七条中「附則第二十条第一項」を「附則第二十七条第一項」に改める。

附則第一条中「平成二十四年四月一日」を「平成二十七年四月一日」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第七条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第七百七十四条の三十一の二第二項中「同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言並びに同法第二十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等」を「並びに同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言」に改める。

第七百七十四条の三十一の三の次に次の一条を加える。

(介護保険に関する事務)

第七百七十四条の三十一の四 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第七十五条の二第二項、第八十二条の二第二項、第八十九条の二第二項、第九十九条の二第一項及び第九十九条の六第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第八項及び第一百五十五条の三十五第六項の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス(当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該指定都市が定める市町村介護保険事業計画」と、必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは、「当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス(訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス(この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。)」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならない。この場合において、指定都市の市長は、許可をしようとするときは、

あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法百四十四条の二及び百五十五条の十中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法百五十五条の三十三第二項中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、同条第三項中「指定」とあるのは「指定又は許可を」と、同法百五十五条の三十五第五項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、同条第七項中「指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事業者」と、指定を」とあるのは「指定又は許可を」と、指定の」とあるのは「指定又は許可の」と読み替えるものとする。

第七百七十四条の四十九の十第一項中「同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言並びに同法第二十九条の規定による有料老人ホームに係る質問等」を「並びに同法第二十条の十第一項の規定による市町村に対する助言」に改める。

第七百七十四条の四十九の十一の次に次の一条を加える。

(介護保険に関する事務)

第七百七十四条の四十九の十一の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、中核市が処理する介護保険に関する事務は、介護保険法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定により、都道府県が処理することとされている事務(同法第七十五条の二第二項、第八十二条の二第二項、第八十九条の二第二項、第九十九条の二第一項及び第九十九条の六第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において特別の定めがあるものを除き、同法第四章第三節及び第四節並びに第五章第二節及び第四節から第六節までの規定中都道府県に関する規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、介護保険法第七十条第一項中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、中核市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同条第七項中「都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス(当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。)に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画」とあるのは「当該中核市が定める市町村介護保険事業計画」と、必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない」とあるのは、「当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス(訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)につき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる」と、同項第一号中「居宅サービス(この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。)」とあるのは「居宅サービス」と、同法第七十八条及び第九十三条中「事項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、同法第九十四条第一項中「受けなければならない」とあるのは「受けなければならない。この場合において、中核市の市長は、許可をしようとするときは、あらかじめ、

都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法百四十四条の二及び百五十五条の十中「事項

様式第十六 (第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係)

業務規程届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

登録番号

住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

水道法第20条の8第1項 (第31条及び第34条において準用する場合を含む。)の規定により、水質検査業務規程及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1. _____

2. _____

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十五条から第十五条の六まで、第十五条の十、第五十二条、第五十四条並びに様式第十六及び様式第十六条の二の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にした水道法第二十條第三項の規定による水質検査の委託については、なお従前の例による。

第三条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第百二十六号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)の施行に伴い、並びに社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十二条第一項及び第四十四条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 社会福祉士(第一条―第十八条)」を「第一章 総則(第一条)―第二章 社会福祉士(第一条の二)―第三章 介護福祉士(第十九条―第二十六条)」とし、「第二章の二 登録喀痰吸引等事業者(第十八条)」を「第二章の二 登録喀痰吸引等事業者(第二十六条の二、第二十六条の三)」に改める。

第一条中「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第一条の二とする。

第五条の二中「あつて」を「あつて」に改める。

第九条の見出しを「(社会福祉士の登録事項)」に改める。

第一章を第一章の二とし、同章の前に次の一章を加える。

第一章 総 則

(医師の指示の下に行われる行為)

第一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号。以下「法」という。)(第二条第二項)の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

第二十四条の次に次の一条を加える。

(介護福祉士の登録事項)

第二十四条の二 法第四十二条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
 - 二 本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
 - 三 法第三十九条各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至った年月
 - 四 第一条各号に掲げる行為のうち実地研修を修了したもの
- 第二十六条中「第九条から第十八条まで」を「第十条から第十八条まで」に改め、「第九条中「法第二十八条」とあるのは「法第四十二条第一項」と、同条第三号中「社会福祉士試験に合格した年月」とあるのは「法第三十九条各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至った年月」とを削る。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 登録喀痰吸引等事業者

(登録の申請)

第二十六条の二 法第四十八条の三第二項の登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えてこれを当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 三 申請者が法第四十八条の四各号に該当しないことを誓約する書面
- 四 申請者が法第四十八条の五第一項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類

2 法第四十八条の三第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、法第二条第二項に規定する喀痰吸引等（以下「喀痰吸引等」という。）を行う介護福祉士の氏名とする。

(登録基準)

第二十六条の三 法第四十八条の五第一項第一号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 介護福祉士による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を受けること。
- 二 喀痰吸引等を行う者（以下「対象者」という。）の状態について、医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士と共有することにより、医師又は看護職員及び介護福祉士の間における連携を確保するとともに、当該医師又は看護職員と当該介護福祉士との適切な役割分担を図ること。
- 三 対象者の希望、医師の指示及び心身の状況を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、喀痰吸引等の実施内容その他の事項を記載した計画書を作成すること。
- 四 喀痰吸引等の実施状況に関する報告書を作成し、医師に提出すること。
- 五 対象者の状態の急変等に備え、速やかに医師又は看護職員への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておくこと。
- 六 前各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務（次項第二号及び第七号において「喀痰吸引等業務」という。）に関する書類を作成すること。

2 法第四十八条の五第一項第二号の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 第一条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了している場合にのみその介護福祉士にこれを行わせること。
- 二 第一条各号に掲げる行為のうち介護福祉士に行わせようとするものについて、当該介護福祉士が実地研修を修了していない場合には、その介護福祉士に対して次に掲げる要件を満たす実地研修を行うこと。

イ 第一条各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該行為を別表第一第二号の表下欄に定める回数以上実施するものであり、かつ、介護福祉士が修得すべき知識及び技能について、医師、保健師、助産師又は看護職員（別表第三号において「医師等」という。）が当該行為に関し適切にその修得の程度を審査すること。

- ロ イの審査により、実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる介護福祉士に対して、実地研修修了証を交付するものであること。
- ハ ロの実地研修修了証を交付した場合には、当該実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日を記載した帳簿を作成するとともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存するものであること。
- ニ 実地研修修了証の交付状況について、定期的に前条第一項の都道府県知事に報告するものであること。

三 医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置、喀痰吸引等を安全に実施するための研修体制の整備その他の対象者の安全を確保するために必要な体制を確保すること。

四 喀痰吸引等の実施のために必要な備品等を備えること。

五 前号の備品等について衛生的な管理に努めることその他の感染症の発生を予防するために必要な措置を講ずるよう努めること。

六 前条第三号の計画書の内容を対象者又はその家族等に説明し、その同意を得ること。

七 喀痰吸引等業務に関して知り得た情報を適切に管理し、及び秘密を保持するために必要な措置を講ずること。

3 法第四十八条の五第一項第三号の厚生労働省令で定める場合は、介護福祉士が医療法第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所において喀痰吸引等を実施する場合とする。

第二十八条第一項及び第二項中「第四十八条の二」を「第四十八条の十一」に改める。

附則第二項中「第一条」とし、同条に見出しとして「施行期日」を付する。

附則第三項中「第四十八条の二」を「第四十八条の十一」に改め、同項を附則第二条とし、同条の前に見出しとして「権限の委任」を付する。

附則第三項中「第四十八条の二」を「第四十八条の十一」に改め、同項を附則第三条とする。

附則に次の十三条を加える。

(特定行為)

第四条 法附則第三条第一項に規定する特定行為（以下「特定行為」という。）は、次の表の上欄に掲げる喀痰吸引等研修（法附則第四条第二項に規定する喀痰吸引等研修をいう。以下同じ。）の課程に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものとする。

喀痰吸引等研修の課程	特定行為
別表第一第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修（附則第十三条において「第一号研修」という。）	第一条各号に掲げる行為
別表第二第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修（附則第十三条において「第二号研修」という。）	第一条第一号、第二号及び第四号に掲げる行為
別表第三第一号の基本研修及び同表第二号の実地研修（附則第十三条において「第三号研修」という。）	第一条各号に掲げる行為のうち、別表第三第二号の実地研修を修了したもの

(認定特定行為業務従事者認定証の交付の申請)

第五条 法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、附則第十三条第三号の喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類及び住民票の写しを添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日

二 喀痰吸引等研修を修了した特定行為

三 その他必要な事項

(認定特定行為業務従事者認定証の記載事項)

第六条 認定特定行為業務従事者認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

(変更の届出)

第七条 認定特定行為業務従事者は、附則第五条各号に掲げる事項に変更があつたときは、認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(認定特定行為業務従事者認定証の再交付の申請等)

第八条 認定特定行為業務従事者は、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失つたときは、遅滞なく、再交付申請書を、汚損した場合にあつては、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、これを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に提出しなければならない。

2 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失つた認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、速やかにこれを認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に返納しなければならない。

(委託契約書の作成)

第九条 法附則第五条第一項の規定による認定特定行為業務従事者認定証に関する事務の委託は、あらかじめ、都道府県知事と当該都道府県の区域内に所在する法附則第四条第二項に規定する登録研修機関（附則第十五条において「登録研修機関」という。）の間で、委託契約書を作成して行うものとする。

(登録の申請)

第十条 法附則第六条の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日
- 四 喀痰吸引等研修の内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 三 申請者が法附則第七条各号に該当しないことを誓約する書面
- 四 申請者が法附則第八条第一項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類（登録基準）

第十一条 法附則第八条第一項第二号の厚生労働省令で定める者は、医師、保健師、助産師及び看護師とする。

2 法附則第八条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 喀痰吸引等研修の講師の数は、当該喀痰吸引等研修を受ける者（以下「受講者」という。）の人数を勘案して十分な数を確保すること。
- 二 喀痰吸引等研修に必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。
- 三 喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有すること。
- 四 喀痰吸引等研修の講師の氏名及び担当する科目を記載した書類を備えること。
- 五 喀痰吸引等研修の課程ごとに、修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した帳簿を作成し、喀痰吸引等研修の業務を廃止するまで保存すること。
- 六 喀痰吸引等研修の課程ごとの修了者の氏名、生年月日、住所及び修了年月日を記載した研修修了者一覧表を、定期的に前条第一項の都道府県知事に提出すること。

(研修機関登録簿の記載事項)

第十二条 法附則第八条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、喀痰吸引等研修の課程とする。

(喀痰吸引等研修の実施基準)

第十三条 法附則第十条の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 研修の内容は、イからハまでに掲げる喀痰吸引等研修の課程に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 第一号研修 次の(1)から(3)までに掲げる基準を満たすこと。

- (1) 別表第一第一号の基本研修のうち講義にあつては、同号の講義の表下欄に定める時間数以上であること。
- (2) 別表第一第一号の基本研修のうち演習にあつては、同号の演習の表下欄に定める回数以上であること。
- (3) 別表第一第二号の实地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

ロ 第二号研修 次の(1)から(3)までに掲げる基準を満たすこと。

- (1) 別表第二第一号の基本研修のうち講義にあつては、同号の講義の表下欄に定める時間数以上であること。
- (2) 別表第二第一号の基本研修のうち演習にあつては、同号の演習の表下欄に定める回数以上であること。
- (3) 別表第二第二号の实地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

ハ 第三号研修 次の(1)及び(2)に掲げる基準を満たすこと。

- (1) 別表第三第一号の基本研修にあつては、同号の表下欄に定める時間数以上であること。
- (2) 別表第三第二号の实地研修にあつては、同号の表下欄に定める回数以上であること。

二 喀痰吸引等研修に係る講義、演習及び实地研修（以下この号及び次号において「講義等」という。）において、受講者が修得すべき知識及び技能について、各講義等ごとに適切にその修得の程度を審査すること。

三 前号の審査により、講義等において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる受講者に対して、喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類を交付すること。

(業務規程の記載事項)

第十四条 法附則第十二条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 喀痰吸引等研修の受付方法、実施場所、実施時期、実施体制その他の喀痰吸引等研修の実施方法に関する事項
- 二 喀痰吸引等研修に関する安全管理のための体制に関する事項
- 三 喀痰吸引等研修に関する料金に関する事項
- 四 喀痰吸引等研修の業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 五 喀痰吸引等研修の業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項
- 六 その他喀痰吸引等研修の業務に関し必要な事項

(業務の休止の届出)

第十五条 登録研修機関は、法附則第十三条の規定により喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を附則第十条第一項の都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする喀痰吸引等研修の業務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

(準用)

第十六条 第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は法附則第二十条第一項の登録について準用する。この場合において、これらの規定中「喀痰吸引等」とあるのは「特定行為」と、「介護福祉士」とあるのは「認定特定行為業務従事者」と、第二十六条の二第一項中「法第四十八条の三第二項」とあるのは「法附則第二十条第一項」と、同項第三号中「法第四十八条の四各号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の四各号」と、同項第四号中「法第四十八条の五第一項各号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項各号」と、同条第二項中「法第四十八条の三第二項第四号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の三第二項第四号」と、法第二条第二項」とあるのは「法附則第三条第一項」と、第二十六条の三第一項中「法第四十八条の五第一項第一号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第一号」と、同項第六号中「法第四十八条の三第一項」とあるのは「法附則第二十条第一項」と、「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第二項中「法第四十八条の五第一項第二号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第二号」と、同項第一号及び第二号中「第一条各号に掲げる行為」とあるのは「特定行為」と、同号イ中「別表第二第二号」とあるのは「別表第一第二号、別表第二第二号又は別表第三第二号」と、同号ハ及び同項第七号中「喀痰吸引等業務」とあるのは「特定行為業務」と、同条第三項中「法第四十八条の五第一項第三号」とあるのは「法附則第二十条第二項において準用する法第四十八条の五第一項第三号」と読み替えるものとする。

別表第一(第二十六条の三、附則第四条、附則第十三条関係)

一 基本研修

① 講義

科目	目	時間数
人間と社会	一・五	
保健医療制度とチーム医療	二	
安全な療養生活	四	
清潔保持と感染予防	二・五	
健康状態の把握	三	
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	十一	
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	八	
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	一〇	
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	八	
合計	五〇	

② 演習

二 実地研修

行	為	回数
口腔内の喀痰吸引		五回以上
鼻腔内の喀痰吸引		五回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引		五回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		五回以上
経鼻経管栄養		五回以上
救急蘇生法		一回以上
口腔内の喀痰吸引		一〇回以上
鼻腔内の喀痰吸引		二〇回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引		二〇回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		二〇回以上
経鼻経管栄養		二〇回以上

別表第二(附則第四条、附則第十三条関係)

一 基本研修

① 講義

科目	目	時間数
人間と社会	一・五	
保健医療制度とチーム医療	二	
安全な療養生活	四	
清潔保持と感染予防	二・五	
健康状態の把握	三	
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	十一	
高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	八	
高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	一〇	
高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	八	
合計	五〇	

② 演習

行	為	回	数
口腔内の喀痰吸引		五回以上	
鼻腔内の喀痰吸引		五回以上	
気管カニューレ内部の喀痰吸引		五回以上	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		五回以上	
経鼻経管栄養		五回以上	
救急蘇生法		一回以上	

二 実地研修

行	為	回	数
口腔内の喀痰吸引		一〇回以上	
鼻腔内の喀痰吸引		二〇回以上	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		二〇回以上	

別表第三(附則第四条、附則第十三条関係)

一 基本研修

科	目	時間数
二	重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	二
六	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	六
一	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	一
九	喀痰吸引等に関する演習	九

二 実地研修

行	為	回	数
口腔内の喀痰吸引			
鼻腔内の喀痰吸引			
気管カニューレ内部の喀痰吸引			
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養			
経鼻経管栄養			

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。附則第十二条第一項の規定により読み替えられた改正法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下「新法」という。第二条第二項の規定を適用する場合には、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(以下「新規規則」という。第一条の規定は適用せず。この省令による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則目次及び第一章(第一条及び第九条の規定に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

2 改正法附則第十二条第一項の規定により読み替えられた新法附則第三条第一項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

3 新規規則第二十四条の二、第二十六条、第二十六条の二及び第二十六条の三の規定は、平成二十七年三月三十一日までは適用しない。

第三条 改正法附則第十三条第二項の申請をしようとする特定登録者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 改正法附則第十三条第三項に規定する指定研修課程を修了したことを証する書類
- 三 現に交付を受けている介護福祉士登録証
- 四 その他必要な書類

第四条 改正法附則第十四条第一項の規定による都道府県知事の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 新法附則第三条第一項に規定する特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得した者であることを証する書類
- 三 その他必要な書類

2 改正法附則第十四条第三項の規定により読み替えられた新法附則第三条第一項の厚生労働省令で定める医師の指示の下に行われる行為は、次のとおりとする。

- 一 口腔内の喀痰吸引
- 二 鼻腔内の喀痰吸引
- 三 気管カニューレ内部の喀痰吸引
- 四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- 五 経鼻経管栄養

第五条 平成二十七年四月一日において新法附則第二十条第一項の登録を受けている者であつて新法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務を行っているものは、新規規則第二十六条の二第一項の申請書を当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しない場合においても、同日に新法第四十八条の三第一項の登録を受けたものとみなす。

⑤

社援発 1 1 1 1 第 1 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 1 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について
(喀痰吸引等関係)

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）」により改正された「社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）」の規定に基づく「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成 23 年厚生労働省令第 126 号。以下「改正省令」という。）により改正された「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「省令」という。）」について、介護職員等による喀痰吸引等の実施の基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は医政局及び老健局に協議済みであることを申し添える。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

第 1 趣旨

今般の改正法及び改正省令は、喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部の喀痰吸引をいう。第 1 において同じ。）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養をいう。第 1 において同じ。）の実施のために必要な知識、技能を修得した介護職員等（介

護福祉士を含む)について、一定の要件の下に、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができるものとしたこと。

具体的には、介護福祉士については、養成課程において喀痰吸引及び経管栄養に関する知識、技能を修得し、平成27年4月1日以降、一定の基準を満たす事業所において、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができるものとしたこと。なお、平成24年4月1日以降においても、認定特定行為業務従事者認定証（法附則第4条第1項の認定特定行為業務従事者認定証をいう。以下同じ。）の交付を受けた場合には、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができるものとしたこと。

また、介護福祉士を除く介護職員等については、平成24年4月1日以降、認定特定行為業務従事者（法附則第3条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）となるのに必要な知識、技能を修得するための研修を修了し、都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受け、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができるものとしたこと。

なお、現在、当面のやむを得ない措置として、在宅・特別養護老人ホーム・特別支援学校において、運用上一定の行為の実施が認められている介護職員等については、必要な知識、技能を修得した者である旨の証明を受け、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合に、喀痰吸引及び経管栄養を実施することができるものとしたこと。

改正省令は、喀痰吸引及び経管栄養の実施に係る事業者及び研修機関の登録基準等を定めたものであり、喀痰吸引及び経管栄養が安全かつ適切に実施されるよう遵守すべきものであること。

第2 制度概要等

1. 喀痰吸引等の範囲

省令第1条は、法第2条第2項に規定する介護福祉士が業として行いうる「日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの」に該当するものとして第1号から第5号の別に喀痰吸引等の行為を定めたものであること。

介護福祉士が喀痰吸引等を実施する場合には、喀痰吸引等の対象者の日常生活を支える介護の一環として必要とされる医行為のみを医師の指示の下に行うものであり、安全性確保の観点から、同条第1号及び第2号に規定する喀痰吸引については、咽頭の手前までを限度とすること。

また同様の観点から、同条第4号の胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施の際には、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことの確認を、同条第5号の経鼻経管栄養の実施の際には、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を医師又は看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下同じ。）が行うこと。

2. 介護福祉士の登録要件

省令第24条の2は、法第42条第1項の介護福祉士の登録事項として、省令第1条各号に掲げる喀痰吸引等の行為のうち養成課程において実地研修を修了したものを、新たに加えたものであること。

これは、平成27年度以降の国家試験合格者に係る介護福祉士の資格登録要件となる一方で、実地研修の修了状況については登録申請者により異なることとなり、省令第26条の3第2項第1号において登録喀痰吸引等事業者（法第48条の6第1項に規定する登録喀痰吸引等事業者をいう。以下同じ。）の登録基準として、省令第1条各号に掲げる行為のうち、当該介護福祉士が実地研修を修了している行為についてのみ喀痰吸引等の実施を行わせることができることとしていることから、登録事項として定めたものであること。

第3 登録喀痰吸引等事業者（法附則第20条の登録特定行為事業者を含む。）

1. 登録申請

(1) 事業所の単位

法第48条の3において、事業者はその事業所ごとにその所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないとされており、このため登録喀痰吸引等事業者としての登録は、喀痰吸引等を実施する事業所のある都道府県ごとに当該都道府県にある事業所について行うものとする。

(2) 登録申請

省令第26条の2第1項は、法第48条の3第2項の登録喀痰吸引等事業者の登録申請に必要な添付書類を、省令第26条の2第2項は、法第48条の3第2項第4号の登録申請に必要な申請事項を規定したものであること。

このうち省令第26条の2第1項第4号に規定する法第48条の5第1項各号に掲げる要件の全てに適合していることを明らかにする書類については、省令第26条の3第1項第6号に規定する喀痰吸引等の業務に関する書類を添付すればよいものであること。

(3) 介護福祉士氏名の申請

省令第26条の2第2項において介護福祉士の氏名についても申請事項としている趣旨は、喀痰吸引等の実施を行うにあたり、介護福祉士によって喀痰吸引等の行為の可能な範囲が異なることから登録事項としたものであること。

なお、介護福祉士の氏名については、法第48条の8による公示事項にはあたらないものであること。

また、申請に際して以下の点に留意すること。

- ・申請には、「介護福祉士登録証」の写し等の当該介護福祉士の資格を証明する書類をあわせて提出すること。
- ・登録特定行為事業者においては、省令附則第 16 条による準用及び読替により、認定特定行為業務従事者の氏名について申請すること。

2. 登録基準：医療関係者との連携に関する事項

(1) 登録基準

省令第 26 条の 3 第 1 項は、法第 48 条の 5 第 1 項の規定による登録喀痰吸引等事業者が登録にあたって満たすべき基準のうち、同項第 1 号の医師、看護師その他の医療関係者との連携に関する基準を定めたものであること。

(2) 医師の文書による指示

省令第 26 条の 3 第 1 項第 1 号における医師の文書による指示については、対象者の希望、心身の状況等を踏まえて、以下の医学的観点に基づき、介護福祉士による喀痰吸引等の提供に際して、個別に指示を受けるものであること。

- ・介護職員等による喀痰吸引等の実施の可否
- ・喀痰吸引等の実施内容
- ・その他、喀痰吸引等計画書に記載すべき事項

また、文書による指示を行う医師については、施設の場合は配置医や嘱託医、在宅の場合は対象者の主治の医師等を特定して、対象者の身体状況の変化等にも継続的に対応できるよう努めること。

(3) 医療関係者との連携確保及び役割分担

省令第 26 条の 3 第 1 項第 2 号は、医師又は看護職員による対象者の定期的な状態確認を行い、対象者の心身の状況に関する情報を共有し、喀痰吸引等の実施に際して介護福祉士等喀痰吸引等業務に従事する者（以下「喀痰吸引等業務従事者」という。）と医療関係者との間での連携体制の確保と適切な役割分担を定めることを義務づけたものである。

具体的な連携体制の確保については、

- ① 登録喀痰吸引等事業者が介護老人福祉施設（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 24 項）等の施設など喀痰吸引等業務従事者と医療関係者が同一事業所内に配置されている場合は、施設内における配置医や配置看護職員と喀痰吸引等業務従事者及び施設長等の管理者の関与について、組織内部規程及び組織図等で定めておく等により

担保を図ること。

- ② 登録喀痰吸引等事業者が訪問介護事業所（介護保険法第 8 条第 2 項の訪問介護を行う事業所）等の在宅事業所など喀痰吸引等業務従事者と医療関係者が異なる事業所内において従事している場合は、喀痰吸引等業務従事者及び当該従事者が従事する事業所の管理責任者、当該対象者への喀痰吸引等に関する訪問看護事業所（介護保険法第 8 条第 4 項の訪問看護を行う事業所）等の看護職員及び管理者、並びに主治の医師等の間において、喀痰吸引等業務従事者から看護職員への日常的な連絡・相談・報告体制等の他、看護職員と医師、喀痰吸引等業務従事者と医師との連絡体制等についての取り決めの文書化などにより連携体制を構築すること。

また、適切な役割分担については、喀痰吸引等を必要とする対象者ごとに、連携体制構築下における情報共有の方法、医療関係者による定期的な状態確認の方法等それぞれの状況に応じた役割分担の明確化についての取り決めの文書化などにより行うこと。

(4) 喀痰吸引等計画書の作成

省令第 26 条の 3 第 1 項第 3 号については、個々の対象者の希望及び心身の状況並びに医師の指示を踏まえ、実施する喀痰吸引等の内容等が適切かつ安全なものとして、当該喀痰吸引等計画書を作成した喀痰吸引等業務従事者、当該従事者の従事する施設又は事業所の管理責任者のほか、医師及び看護職員、対象者及びその家族等との認識の共有のもとで継続的に実施されていく必要があることに留意すること。

また、作成された喀痰吸引等計画書については、対象者の心身の状況の変化や医師の指示等に基づき、必要に応じて適宜内容等の検証や見直しを行っていく必要があることに留意すること。

(5) 喀痰吸引等実施状況報告書の作成

省令第 26 条の 3 第 1 項第 4 号においては、喀痰吸引等を実施した日、実施内容、実施結果等を記載し、当該喀痰吸引等を実施している事業所又は施設の管理責任者、施設の場合においては配置看護職員、在宅の場合においては連携先の訪問看護事業所の看護職員への情報提供や確認も踏まえながら、指示を行った医師への報告と確認を行うこと。

なお、報告の頻度については、特に定めは設けないが、喀痰吸引等の提供が一定程度安定して行われている場合においては、当該事業所又は施設の報告体制に関する取り決め等に準拠し一定程度の頻度で行われること（例えば、施設の場合には毎月の定例会議、在宅の場合には喀痰吸引等の実施にかかわる関係者から成る定例会議等で報告を行うこと）、及び急変時における報告方法等の当該実施状況報告書に拠らない場合の報告手段につい

て、連携確保及び役割分担に関する文書（省令第 26 条の 3 第 1 項第 2 号）を定めておくこと。

(6) 急変時等の対応

省令第 26 条の 3 第 1 項第 5 号は、喀痰吸引等業務従事者が現に喀痰吸引等の業務に携わっているときに対象者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに医師又は看護職員へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものであるが、連携確保及び役割分担に関する取り決め等は文書で定めておくこと。

(7) 業務方法書

省令第 26 条の 3 第 1 項第 6 号の前各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した喀痰吸引等業務に関する書類（以下「業務方法書」という。）については、当該事業所において、喀痰吸引等業務に関する関係者や関係機関等の具体的な内容について文書化し共有することで、一定程度以上の提供業務に関する基準を整備し、もって、安全かつ適正な提供体制の確保を図るものであること。

なお、業務方法書として、事業所ごとに、法第 48 条の 5 第 1 項各号に掲げる要件を含む以下の内容について定めた場合は、当該業務方法書をもって、省令第 26 条の 2 第 1 項第 4 号の書類として差し支えない。

① 喀痰吸引等の提供体制に関すること

○具体的な連携体制及び役割分担に関すること（省令第 26 条の 3 第 1 項第 2 号）

※関係機関の名称、関係者の氏名及び役職等を含むこと。

※情報共有の方法、定期的な状態確認の方法等それぞれの状況に応じた役割分担の明確化を含むこと。

○具体的な安全体制に関すること（省令第 26 条の 3 第 2 項第 3 号から第 5 号まで）

・安全委員会の設置・運営に関すること

※安全委員会の設置規程、構成員一覧、その他実施計画など委員会の運営に関する資料を含むこと。

・実践的な研修会に関すること

※研修内容等を含んだ具体的な研修計画を含むこと。

・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析に関すること

※実施の目的、ヒヤリ・ハット等の事例の収集方法や報告様式、具体的な分析体制等を含むこと。

・備品及び衛生管理に関すること

※備品等一覧、衛生管理に関する規程、感染予防及び感染症発生時の対応マニュアル等を含むこと。

○秘密保持に関すること（省令第26条の3第2項第7号）

※対象者への説明手順等に関する施設又は事業所内の取り決め等を含むこと。

② 喀痰吸引等業務の手順に関すること

○医師の文書による指示に関すること（省令第26条の3第1項第1号）

※当該施設又は事業所において使用する指示書様式、具体的な指示の手順等を示した記載要領の整備等を含むこと。

○具体的な計画作成に関すること（省令第26条の3第1項第3号）

※当該施設又は事業所において使用する喀痰吸引等計画書様式、計画承認のプロセスに関する規程、計画変更・見直しの頻度等に関する取り決め等を含むこと。

○具体的な報告手順に関すること（省令第26条の3第1項第4号）

※当該施設又は事業所において使用する喀痰吸引等実施状況報告書様式、報告頻度や報告の手順等に関する取り決め等を含むこと。

○対象者等の同意に関すること（省令第26条の3第2項第6号）

※同意に要する様式、同意を得るための具体的な説明手順、同意を得た旨の証明に関する取り決め等を含むこと。

○具体的な急変時の連絡手順に関すること（省令第26条の3第1項第5号）

3. 登録基準：介護福祉士の实地研修及びその他の安全確保措置等に関する事項

(1) 登録基準

省令第26条の3第2項は、法第48条の5第1項の規定による登録喀痰吸引等事業者が登録に当たって満たすべき基準のうち、同項第2号の喀痰吸引等の実施に関し安全かつ適切に実施するために必要な措置に関する基準を定めたものであること。

(2) 实地研修修了者による喀痰吸引等の実施

省令第26条の3第2項第1号は、登録喀痰吸引等事業者の遵守すべき基準として、必要な知識・技能を修得した介護福祉士のみが喀痰吸引等の業務の実施が可能であることから、

登録喀痰吸引等事業者は介護福祉士が登録を受けた行為に限り、その介護福祉士に限り行わせるものであること。

なお、登録喀痰吸引等事業者が実地研修を修了していない介護福祉士に対し喀痰吸引等業務を行わせた場合は、法第 48 条の 7 の各号のいずれかに該当し、登録の取消し又は業務停止等の処分の対象となり得ることとなり、また、介護福祉士には、法第 45 条において信用失墜行為の禁止義務が課されており、仮に介護福祉士が実地研修を受けずに喀痰吸引等を行った場合、信用失墜行為違反となり、行政処分（登録の取消し又は名称使用停止）の対象となり得ること。

(3) 介護福祉士の実地研修

省令第 26 条の 3 第 2 項第 2 号は、介護福祉士については介護福祉士国家資格取得前に実地研修を修了していない場合もあることから、介護福祉士が登録喀痰吸引等事業者に就業後、喀痰吸引等の業務を安全に実施するための実地研修の実施義務を課したものであること。

なお、省令第 1 条各号に掲げる行為の全てについての実施を実地研修の対象要件としていないのは、登録喀痰吸引等事業者が各号に掲げる行為の全てについて必ずしも実施しているものとは限らないことから、当該事業所において必要な行為のみについて限定しているものであること。

(4) 介護福祉士の実地研修の修得程度の審査

省令第 26 条の 3 第 2 項第 2 号のイは、安全確保の観点から、介護福祉士に対する実地研修については、法附則第 4 条第 2 項に規定する喀痰吸引等研修（以下「喀痰吸引等研修」という。）の課程と同等程度以上の知識及び技術を身につけることとし、実地研修の実施主体である登録喀痰吸引等事業者における公正かつ適切な修得程度の審査を義務づけたものであること。

このため実地研修の実施については、法第 48 条の 5 第 1 項第 1 号の登録基準に規定する医師、看護師その他の医療関係者との連携確保を踏まえて、実施すること。

また、当該研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、別途通知する研修実施要綱（喀痰吸引等研修について定めた研修実施要綱）に基づき、またはこれと同程度以上のものを実施すること。

(5) 実地研修修了証の交付

省令第 26 条の 3 第 2 項第 2 号のロは、介護福祉士が修了すべき実地研修が行為別となっ

ており、同項第1号のとおり介護福祉士は実地研修を修了したものに限り喀痰吸引等を行うことができることから、これを証明することにより安全を確保するものであること。

(6) 帳簿の作成及び保管

省令第26条の3第2項第2号のハは、実地研修の修了状況の管理について当該研修の実施主体である登録喀痰吸引等事業者の責務として位置づけたものであること。

なお、登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務を廃止した場合には、当該事業者が作成した帳簿の保管は登録を行った都道府県において管理すること。

(7) 介護福祉士の実地研修の都道府県知事への報告

省令第26条の3第2項第2号のニでは、実地研修修了証の交付状況について、定期的に都道府県知事に報告することとされているが、これは登録喀痰吸引等事業者に対し指導監督権限を有する都道府県において、法第48条の5に定める登録基準と同様に、従事者である介護福祉士の実施できる喀痰吸引等の範囲について個別に把握を行うことが、安全かつ適切な実施のために必要な条件として定めたものであることから、少なくとも年1回以上報告させること。

また、都道府県への報告如何に関わらず、通常、施設及び事業所等の人員管理状況が月次で行われていること等を鑑み、実地研修修了証の交付状況については歴月を単位として管理すること。

(8) 安全委員会の設置、研修体制の整備その他の安全体制の確保

省令第26条の3第2項第3号は、喀痰吸引等の実施について医療関係者等との連携の下での安全確保体制を整備し、常時、適切な喀痰吸引等の業務が行われることを定めたものであること。

(9) 施設・在宅における安全確保体制

省令第26条の3第2項第3号に規定する医師又は看護職員を含む者で構成される安全委員会の設置については、施設の場合においては施設長をはじめ、医師又は看護職員等の医療関係者、喀痰吸引等業務従事者を含む介護関係者から構成される安全委員会の設置を、在宅の場合においては、喀痰吸引等業務従事者及び当該事業者の従事する事業所の管理責任者、当該事業所の関与する喀痰吸引等対象者に関わる全ての訪問看護事業所等の看護職員、主治の医師等から構成される連携体制における定例会議（喀痰吸引等関係者会議）等のいずれも多職種から構成される場を設けること。

なお、既存の委員会等（例えば施設の場合においては、感染予防委員会、事故発生防止委員会等の委員会組織など、在宅の場合においては、当該登録喀痰吸引等事業者が定例的

に参画しているサービス担当者会議など）が設置運営されている場合において、満たすべき構成員等が確保されており、下記(10)に示す所掌内容について実施が可能な場合においては、当該体制の活用により安全確保体制を構築しても差し支えないこと。

(10) 安全確保体制における具体的取組内容

安全委員会又は喀痰吸引等関係者会議（以下、「安全委員会等」という。）においては、以下について取り決めを行うこと。

- ・ 当該委員会又は喀痰吸引等関係者会議の設置規程に関すること。
- ・ 当該事業所の喀痰吸引等業務の実施規程に関すること。
- ・ 当該事業所の喀痰吸引等業務の実施方針・実施計画に関すること。
- ・ 当該事業所の喀痰吸引等業務の実施状況・進捗状況の把握に関すること。
- ・ 当該事業所の喀痰吸引等業務従事者等の教育等に関すること。
- ・ その他、当該事業所の喀痰吸引等業務の実施に関して必要な事項に関すること。

(11) 安全委員会等の運用上の留意事項

安全委員会等の運用においては、以下の点に留意すること。

- ・ 安全委員会等の管理及び運用を司る責任体制を明確にすること。
- ・ 安全体制の確保を重視し適切かつ迅速な運用対応が行われるよう調整連絡を行う役割を明確に設けること。
- ・ 新規対象者に対しても適切な喀痰吸引等の提供体制が速やかに構築できるよう、委員等の構成について臨機応変な対応がとれるよう留意すること。
- ・ 安全委員会等の構築にあたっては、その構成員が所属する機関の設置運営法人、地域の関係者、行政機関等についても、適宜、協力及び連携が図られるよう努めること。

(12) 研修体制の整備その他の安全確保

喀痰吸引等の提供については、安全確保を徹底して行う必要があることから、喀痰吸引等業務従事者が介護福祉士であるか否かに関わらず、各登録喀痰吸引等事業者の業務に応じた実践的な研修（いわゆるOJT研修等）の実施や、ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析を行うことは有効であることから、そのための体制整備を行うこと。

加えて、登録喀痰吸引等事業者においては、喀痰吸引等の提供について賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、当該事業所において実施している喀痰吸引等についても対象となる損害賠償保険制度に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。

(13) 備品等の確保

省令第 26 条の 3 第 2 項第 4 号のそれぞれの事業所において確保すべき備品等としての喀痰吸引等に必要な機械器具等の品名及び数量等については、下記の「登録喀痰吸引等事業者が備えておくべき備品等一覧」により、当該事業所等において行われる喀痰吸引等の提供業務に必要な備品を整備すること。

「登録喀痰吸引等事業者が備えておくべき備品等一覧」

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可。
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	

なお、同一の登録喀痰吸引等事業者が同一敷地内にある複数事業所において喀痰吸引等業務を行う場合には、事業所毎の喀痰吸引等に支障がない場合は、備品等の併用ができるものとする。また、喀痰吸引等業務の提供を受ける者が必要な備品等を所有している場合にはこの限りではない。

(14) 衛生的な管理及び感染症予防措置

省令第 26 条の 3 第 2 項第 5 号については、同項第 4 号の備品等についての衛生管理に努めることのほか、喀痰吸引等業務従事者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものであることから、特に感染症の発生を防止するための措置として、登録喀痰吸引等事業者は対象者間の感染予防及び喀痰吸引等業務従事者が感染源となることを予防するため、消毒・滅菌の徹底、必要に応じて使い捨て機材の活用を図るほか、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

(15) 対象者又はその家族等への説明と同意

省令第 26 条の 3 第 2 項第 6 号については、喀痰吸引等計画書の内容として記載されている医師の指示、具体的な喀痰吸引等の手順、具体的な緊急時の対応手順などについて、対象者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行い、十分な安全確保が図られている中で実施されていることについて、対象者の理解、同意を得た上で実施すること。

(16) 秘密の保持

省令第 26 条の 3 第 2 項第 7 号については、登録喀痰吸引等事業者に対して、過去に当該

事業所の従業者であった喀痰吸引等業務従事者が、その業務上知り得た対象者又はその家族等の秘密を漏らすことがないように必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、登録喀痰吸引等事業者は、当該事業所の喀痰吸引等業務従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約締結時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこと。

また、介護福祉士においては、法第 46 条においても守秘義務が課せられているので、登録喀痰吸引等事業者は従事者である介護福祉士に対しその旨についての周知等を徹底すること。

(17) 公示

都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者の登録等を行った場合、法第 48 条の 8 において公示が義務づけられているところであるが、公示に関する事務手続きなどその運用においては適切かつ速やかに行う体制を構築するとともに、公示した場合には、当該喀痰吸引等の提供の対象者等をはじめとした関係者・関係団体への周知についても留意すること。

第 4 認定特定行為業務従事者の認定

1. 特定行為

省令附則第 4 条は、法附則第 3 条の規定により、当分の間、介護の業務に従事する者であって喀痰吸引等研修を修了した者については、都道府県知事の認定証の交付をもって研修を修了した喀痰吸引等の行為につき特定行為（法附則第 3 条第 1 項に規定する特定行為をいう。以下同じ。）として行うことが可能であるが、この特定行為の実施に必要な研修の課程について、省令第 1 条各号に掲げるすべての行為が可能な類型の「第 1 号研修」、同条第 3 号の気管カニューレ内部の喀痰吸引と第 5 号の経鼻経管栄養を除いた類型の「第 2 号研修」、重度障害児・者等特定の利用者への実施を前提とした類型の「第 3 号研修」の三区分別を定めたものであること。

2. 認定特定行為業務従事者認定証の交付申請

省令附則第 5 条第 3 号のその他必要な事項は、喀痰吸引等研修を修了した都道府県または登録研修機関（法附則第 4 条第 2 項に規定する登録研修機関をいう。以下同じ。）の名称及び所在地とするものであること。

3. 認定特定行為業務従事者認定証の管理

法附則第 4 条に基づき交付した認定特定行為業務従事者認定証については、省令附則第 5 条各号のほか、法附則第 4 条第 3 項及び第 4 項に関する確認欄等を含めた「認定特定行為

業務従事者認定証登録簿」を作成し都道府県において管理を行うこと。

4. 認定証の記載事項

省令附則第6条第2号については、第1条各号に定める行為のうち実地研修まで修了した特定行為ごとに記載するものであること。

また同条第3号のその他必要な事項は、認定特定行為業務従事者の登録番号とするものであること。

5. 都道府県知事による認定

法附則第4条第2項の都道府県知事が行う認定については、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるために必要な知識及び技能が修得されているか否かについて喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類をもって確認することを要するものであること。

6. 変更の届出

省令附則第7条は、附則第5条に掲げる事項については同条第2号に規定する喀痰吸引等研修を修了した特定行為を実施する前に届出が必要であることを規定したものであること。

7. 研修の委託

喀痰吸引等研修については、省令の別表第1から第3までの基本研修及び実地研修のそれぞれについて、適切な事業運営が確保できると認められる研修実施機関に委託ができるものであること。

なお、都道府県が自ら実施する場合、登録研修機関において実施する場合に関わらず、喀痰吸引等研修の全部又は一部（登録研修機関の場合は一部）を研修実施機関に委託する場合は、文書による委託契約を行うとともに、当該喀痰吸引等研修を受託した研修実施機関において、法令に規定する事項について遵守が保たれるよう留意すること。

8. 認定証交付事務の委託

都道府県は、法附則第5条第1項の規定による認定特定行為業務従事者認定証に関する事務の委託について、政令附則第5条及び省令附則第9条に定めるもののほか、以下の点を留意し行うものとする。

- ・委託を行った登録研修機関においても認定特定行為業務従事者認定証管理簿の作成及び管理を行わせるとともに、適宜、突合等を行うことにより双方における適正な管理事務の確保を図ること。

- ・法附則第4条第4項及び政令附則第4条に規定している複数都道府県間における認定特定行為業務従事者認定証の返納等の事務が発生した場合についての取り決めを行っておくこと。

第5 登録研修機関

1. 登録申請・登録基準

(1) 登録研修機関の登録申請

省令附則第10条第1項は、登録研修機関の登録申請に必要な申請事項を、省令附則第10条第2項は、登録申請に必要な添付書類について規定したものであること。

このうち、同条第1項第4号に規定する喀痰吸引等研修の内容については、省令附則第4条に定める喀痰吸引等研修の課程及び課程ごとの研修実施予定人数等が含まれるものであること。

(2) 実務に関する科目

法附則第8条第1項第2号及び省令附則第11条第1項においては、喀痰吸引等の実務に関する科目については、医師、保健師、助産師又は看護師が講師として研修の業務に従事することを規定しているが、この実務に関する科目は、省令別表第1及び第2においては、第1号の基本研修①講義のうち、科目「人間と社会」及び科目「保健医療制度とチーム医療」を除く全ての科目を、別表第3においては、第1号の基本研修のうち、科目「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」を除く全ての科目を指すものであること。

なお、科目「人間と社会」及び「保健医療制度とチーム医療」並びに「重度障害児・者等の地域生活等に関する講義」については、当該科目について相当の学識経験を有する者を講師として差し支えないこと。

(3) 喀痰吸引等研修の講師

省令附則第11条第1項については、喀痰吸引等が医行為であるから、当該喀痰吸引等研修のうち実務に関する科目についての講師を医療従事者に限定して位置づけたものであること。

なお、准看護師及び介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が、講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは可能であること。（第3号研修に限る。）

また、以下の指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましいこと。

○省令別表第 1 及び第 2 の課程による喀痰吸引等研修

- ・平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
- ・平成 23 年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）の開催について」（平成 23 年 8 月 24 日 老発 0824 第 1 号老健局長通知）による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
- ・「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日社援発 1028 第 3 号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

○省令別表第 3 の課程による喀痰吸引等研修

- ・「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業（特定の者対象）について」（平成 23 年 9 月 14 日障発 0914 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定める指導者養成事業を修了した医師、保健師、助産師及び看護師並びにこれに相当する知識及び技能を有すると認められる医師、保健師、助産師及び看護師

(4) 喀痰吸引等研修の講師の数

省令附則第 11 条第 2 項第 1 号については、喀痰吸引等研修の実施においては、受講者数の規模に応じて適切な規模での研修体制を整備し、受講者の教育の機会を確保できるよう必要な講師数を確保することを定めたものであること。

(5) 喀痰吸引等研修の設備

省令附則第 11 条第 2 項第 2 号の研修に必要な機械器具、模型等の品名及び数量等については、下記の「登録研修機関が備えておくべき備品等一覧」を参照とすること。

「登録研修機関が備えておくべき備品等一覧」

品名	数量	備考
吸引装置一式	適当数	
経管栄養用具一式	適当数	
処置台又はワゴン	適当数	代替機能を有する床頭台等でも可。
吸引訓練モデル	適当数	
経管栄養訓練モデル	適当数	
心肺蘇生訓練用器材一式	適当数	
人体解剖模型	1	全身模型とし、分解数は問わない。 (第3号研修のみを実施する登録研修機関を除く。)

また、備品等の管理にあたっては、感染症予防等の衛生上の管理に配慮すること。

(6) 喀痰吸引等研修の経理的基礎

省令附則第11条第2項第3号については、経理の基礎として以下の事項について留意すること。

- ・当該喀痰吸引等研修の経理が他と区分して整理されていること。
- ・会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- ・料金については適当な額とすること。
- ・料金の収納方法についても受講者へ配慮した取扱いとするとともに、不当な金額を徴収しないこと。

(7) 講師に関する書類の整備

省令附則第11条第2項第4号の書類整備に際しては、演習において指導にあたる講師、実地研修において指導にあたる講師がわかるように整理しておくこと。

(8) 研修修了者の帳簿管理

省令附則第11条第2項第5号の喀痰吸引等研修に関する帳簿（研修修了者一覧表）については、研修修了状況を管理するとともに、基本研修のうち講義、演習の各段階における修了状況についても、当該研修修了者一覧表において管理を行うこと。

(9) 都道府県知事への報告

省令附則第11条第2項第6号において、登録研修機関は当該喀痰吸引等研修の課程ごとの研修修了者一覧表を、定期的に都道府県知事に提出することとしているが、各都道府県は、研修修了後、研修修了者に対し認定特定行為業務従事者としての認定を行う必要があることから、登録研修機関には適切かつ速やかに提出を行わせること。

なお、具体的な提出期限等については、各都道府県と登録研修機関において調整の上、取り決めて差し支えないが、少なくとも年1回以上とされたい。

(10) 研修機関登録簿

省令附則第12条については、同一の申請者より、喀痰吸引等研修の課程について複数の登録申請が行われることもあることから、研修課程区分を設けて登録研修機関登録簿に記載すること。

なお、登録研修機関が喀痰吸引等研修の業務を廃止した際には、当該登録研修機関で作成した帳簿等の管理は登録を行った都道府県において管理すること。

2. 喀痰吸引等研修の実施

(1) 研修課程の下限

省令附則第13条第1項第1号において、喀痰吸引等研修については、課程に応じてそれぞれイからハに掲げる内容以上のものを行うこととされているが、都道府県又は登録研修機関において、当該規定の内容以上の基準を設けて喀痰吸引等研修を行う場合には、省令附則第14条第6号に定める業務規程に位置づけるとともに、受講者への周知等、適切な業務実施を行うこと。

なお、演習及び実地研修において、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引を行う場合は、当該規定の内容以上の基準に該当するものとして、同表に定める科目とは別途に行うこと。

(2) 研修段階毎の修得審査

省令附則第13条第2号において、喀痰吸引等研修に係る講義、演習及び実地研修については段階毎に、適切にその修得程度を審査することとされているが、修得審査を行う段階及び段階毎の修得程度の審査の方法については、以下のとおりであること。

- ① 省令附則第13条第1号イ及びロについては、基本研修の(1)講義修了段階、(2)演習修了段階、(3)実地研修の修了段階の三段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うものとする。
- ② 同号ハについては、(1)基本研修（講義及び演習）の修了段階、(2)実地研修の修了段階の二段階とし、講義については筆記試験の実施により知識の定着を確認し、演習及び実地研修については評価の実施により技能の修得の確認を行うものとする。

なお、具体的な喀痰吸引等研修の実施方法、修得程度の審査方法等については、別途通知する研修実施要綱に基づき実施すること。

(3) 研修修了証明書の交付

省令附則第 13 条第 3 号に定める喀痰吸引等研修を修了したことを証する書類については、都道府県知事又は登録研修機関の長名により、研修修了者に対し修了証明の交付を行うものとする。

(4) 研修の一部履修免除

省令附則第 13 条の喀痰吸引等研修の課程については、当該喀痰吸引等研修以外の喀痰吸引等に関する研修等の受講履歴その他受講者の有する知識及び経験を勘案した結果、相当の水準に達していると認められる場合には、当該喀痰吸引等研修の一部を履修したものと取り扱うこととし、以下に定める者の場合には、以下の履修の範囲とすること。

○第 1 号研修及び第 2 号研修

- ・ 法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第 4 号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を除く）の科目を履修した者
（履修の範囲）基本研修
- ・ 法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号まで若しくは第 5 号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第 4 号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケア（実地研修を含む）の科目を履修した者
（履修の範囲）基本研修及び実地研修
- ・ 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 22 年 4 月 1 日医政発第 0401 第 17 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技術に関する研修を修了した者
（履修の範囲）基本研修の演習のうち「口腔内の喀痰吸引」及び実地研修のうち「口腔内の喀痰吸引」
- ・ 平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成 22 年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）を修了した者

- （履修の範囲）基本研修（講義）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において実地研修を修了した行為に限る）
- ・「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成 23 年 10 月 6 日老発第 1006 号第 1 号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修を修了した者
 - （履修の範囲）基本研修（講義）（筆記試験に合格した者に限る）、基本研修（演習）及び実地研修（上記研修において修了した行為に限る）

○第 3 号研修

- ・平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」の研修修了者
 - （履修の範囲）基本研修
- ・「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成 23 年 11 月 11 日障発 1111 第 2 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
 - （履修の範囲）基本研修
- ・「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成 15 年 7 月 17 日医政発第 0717001 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者
 - （履修の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分
- ・「在宅における ALS 以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成 17 年 3 月 24 日医政発第 0324006 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引の実施者
 - （履修の範囲）基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分
- ・「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成 16 年 10 月 20 日医政発第 1020008 号 厚生労働省医政局長通知）に基づくたんの吸引等の実施者

(履修の範囲) 基本研修 (気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く。)

(5) 実地研修の実施先

省令別表に定める喀痰吸引等研修の課程のうち、実地研修の実施先については、法附則第 8 条に定める要件・省令附則第 11 条に定める実地研修に係る要件を満たす必要がある。

登録研修機関については、登録喀痰吸引等事業者について病院及び診療所を対象外とする法第 48 条の 5 第 1 項第 3 号及び省令第 26 条の 3 第 3 項に相当する規定はないが、実地研修は登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等で行うことが望ましく、医療機関において実地研修を実施する場合でも、対象者の状態が比較的安定している介護療養病床や重症心身障害児施設等において研修を行うことが適当であること。

3. 業務規程

(1) 業務規程

法附則第 12 条第 1 項に規定する業務規程 (以下「業務規程」という。) については、当該登録研修機関内への掲示、当該登録研修機関で実施される喀痰吸引等研修の受講希望者等への提示など、必要に応じて適宜提示及び説明を行うことができるように努めなければならないこと。

(2) 業務規程で定める事項

省令附則第 14 条第 6 号のその他喀痰吸引等研修の業務に関し必要な事項は、以下の事項とすること。なお、登録研修機関における喀痰吸引等研修は、実施事業者に所属する職員以外にも、受講希望者を受け入れるものであることから、実施案内や受講資格、研修費用、評価方法等に関する定めについては、その公平性に留意すること。

- ・ 開講目的
- ・ 研修事業の名称
- ・ 実施する研修課程
- ・ 研修講師氏名一覧
- ・ 実地研修実施先一覧 (施設等であって事前登録が可能な場合に限る。)
- ・ 研修修了の認定方法
- ・ 受講資格

4. 公示

都道府県知事は、登録研修機関の登録等を行った場合、法附則第 17 条において公示が義務づけられているところであるが、公示に関する事務手続きなどその運用においては適切かつ速やかに行う体制を構築するとともに、公示した場合には、関係者・関係団体等への

周知についても留意すること。

第6 認定特定行為業務従事者に対する処分

認定特定行為業務従事者に対する業務停止命令及び認定特定行為業務従事者認定証返納処分については、法附則第4条第4項及び政令附則第4条において規定しているところであるが、当該事務は複数の都道府県知事間において、適切かつ速やかな処理を行う必要があることから、以下の点に留意し行うこと。

1. 各都道府県においては、法附則第4条第3項及び第4項に関する確認欄等を含めた認定特定行為業務従事者認定証登録簿を作成し保管を行うこととし、本規定により処分等の対象となった認定特定行為業務従事者に関する事項については、処分等の後においても引き続き登録簿上の管理を行うこと。
2. 法附則第4条第3項及び第4項のいわゆる欠格事由に該当する恐れのある事実の発覚及びその旨の情報把握等を行った場合、情報提供者等を含む関係機関等との連携、調整により事実の確認に努めること。
3. 政令附則第4条第2項もしくは第3項により通知を受けた都道府県知事は、速やかに当該認定特定行為業務従事者に対し、認定特定行為業務従事者認定証の返納命令を行うとともに、通知を行った都道府県知事に対しても情報提供を行うこと。また、当該認定特定行為業務従事者より認定特定行為業務従事者認定証の変更があった場合についても、その旨の情報提供を行うこと。
4. あわせて、当該事務において連携、調整を行うべき関係機関等には厚生労働省も含まれることから、上記の情報提供等については厚生労働省に対しても行うこと。

第7 都道府県知事による指導監督

法第48条の9及び法附則第18条に基づく登録喫煙吸引等事業者及び登録研修機関に対する都道府県知事による指導監督については、喫煙吸引等の制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるよう行われること。

なお、当該指導監督業務の実施に関しては、介護保険法に基づき都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う介護保険事業者指導及び業務管理体制確認検査の担当部署や、障

障害者自立支援法に基づき都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う障害者自立支援業務実地指導の担当部署のほか、医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき都道府県が行う指導監査の担当部署や、医療法に基づき都道府県等が行う医療監視の担当部署とも連携の上、その円滑かつ効率的な実施に努められたい。

第8 経過措置

1. 改正省令附則第2条について

(1) 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの介護福祉士に関する取扱い

改正省令附則第2条第1項は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間において、介護福祉士は、認定特定行為業務従事者として、特定行為を行うことを業とすることができることを規定したものであること。

したがって、省令第1条、第9条、第24条の2、第26条、第26条の2及び第26条の3の規定は、平成27年3月31日までは適用されないものであること（改正省令附則第2条第3項）。

(2) 平成27年3月31日までの間において介護福祉士が実施可能な行為

平成27年3月31日までの間において、介護福祉士は認定特定行為業務従事者として特定行為を行うものであるから、その実施可能な行為は、改正省令附則第2条第2項各号に掲げる行為のうち、喀痰吸引等研修の課程を修了した特定行為とするものであること。

2. 改正省令附則第3条について

(1) 対象者等

改正省令附則第3条第1項の対象者及び実施可能な行為は以下の通りであること。

① 対象者

以下のいずれかに該当する者であること（改正法附則第13条第1項）。

- ・平成27年4月1日において介護福祉士の登録を受けている者
- ・平成27年4月1日において介護福祉士となる資格を有する者であって同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの

② 実施可能な範囲

以下のとおりであること。

- イ) 改正法附則第13条第3項の指定研修課程を修了し、平成27年4月1日から平成37

年 3 月 31 日までの間に厚生労働大臣に申請を行った場合には、同条第 5 項の特定登録証の交付を受け、省令第 1 条の医師の指示の下に行われる行為を業とすることが可能であること（改正法附則第 13 条第 2 項）。

- ロ) 喀痰吸引等研修を受講し、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合には、認定特定行為業務従事者として特定行為を行うことを業とすることが可能であること（改正法附則第 13 条第 8 項）。

3. 改正省令附則第 4 条について

(1) 対象者等

改正省令附則第 4 条第 1 項の対象者及び当該対象者が実施可能な行為は以下の通りであること。

① 対象者

以下のいずれかに該当する者であること（改正法附則第 14 条第 1 項）。

- ・平成 24 年 4 月 1 日において特定行為を適切に行う知識及び技能の修得を終えている者
- ・平成 24 年 4 月 1 日において特定行為を適切に行う知識及び技能を修得中であり、同日後に修得を終えた者

② 実施可能な行為

喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受け、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合には、認定特定行為業務従事者として改正省令附則第 4 条第 2 項の医師の下に行われる行為を業とすることが可能であること（改正法附則第 14 条第 3 項）。

(2) 具体的な経過措置対象の範囲

改正省令附則第 4 条第 1 項に定める対象者及び同条第 3 項に定める行為の具体的な範囲については、以下のとおりであること。

- 「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について（平成 15 年 7 月 17 日医政発第 0717001 号 厚生労働省医政局長通知）に基づき、平成 24 年 4 月 1 日においてたんの吸引の業務に従事する者又は同日においてたんの吸引を適切に行う知識及び技能を修得中であり、同日後に修得を終えた者による喀痰吸引
- 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて（平成 16 年 10 月 20 日医政発第 1020008 号 厚生労働省医政局長通知）に基づき、平成 24 年 4 月 1 日において現にたんの吸引等の業務に従事する者又は同日においてたんの吸引等を適切に行う知

識及び技能を修得中であり、同日後に修得を終えた者による喀痰吸引及び経管栄養（気管カニューレ内部の喀痰吸引を除く。）

- 「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知）に基づき、平成24年4月1日においてたんの吸引の業務に従事する者又は同日においてたんの吸引を適切に行う知識及び技能を修得中であり、同日後に修得を終えた者による喀痰吸引
- 「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づき、必要な研修を修了し平成24年4月1日においてたんの吸引等の業務に従事する者又は同日においてたんの吸引等を適切に行うために必要な知識及び技能に関する研修を受講中であり、同日後に修了した者による喀痰吸引及び胃ろうによる経管栄養（チューブ接続及び注入開始を除く。）
- 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（不特定多数の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）について、基本研修及び実地研修を修了した行為
- 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業」の実施について」（平成23年10月6日老発第1006第1号 厚生労働省老健局長通知）に基づく研修について、基本研修及び実地研修を修了した行為
- 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業（特定の者対象）」の研修（平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」）について、基本研修及び実地研修を修了した行為
- 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく研修について、基本研修及び実地研修を修了した行為

(3) 申請に添付する書類

改正省令附則第4条第1項第2号及び第3号に定める書類については、以下のとおりであること。

- ・第2号：認定を受けようとする者本人の誓約書及び第三者による証明書
- ・第3号：実施状況確認書

(4) 認定特定行為業務従事者認定証の管理

改正法附則第 14 条第 2 項に基づき交付した認定特定行為業務従事者認定証については、省令附則第 6 条各号及び改正省令附則第 4 条第 1 項各号のほか、法附則第 4 条第 3 項及び第 4 項に関する確認欄等を含めた「認定特定行為業務従事者認定証登録簿（改正法附則第 14 条関係）」を作成し保管を行うこと。

第 9 その他

(1) 登録特定行為事業者に関する特例

平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に法附則第 20 条第 1 項の登録を受けた登録特定行為事業者のうち、平成 27 年 4 月 1 日において介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、改めて法第 48 条の 3 第 1 項の都道府県知事の登録（登録喀痰吸引等事業者としての登録）を受ける必要はないものとする。

(2) 喀痰吸引等登録実施状況の報告

都道府県は、登録喀痰吸引等事業者数（登録特定行為事業者数）、登録研修機関数及び喀痰吸引等研修課程数、認定特定行為業務従事者認定証の交付件数等について、毎年 4 月 1 日現在の状況について、毎年 5 月 31 日までに、別途通知する都道府県喀痰吸引等実施状況報告書により厚生労働省社会・援護局福祉基盤課宛に報告を行うこと。

なお、事故や違法行為発生時など緊急性の高い事案に関する情報提供についてはこの限りではないこと。

(3) 実質的違法性阻却通知の取扱い

介護職員等による喀痰吸引等の実施については、第 8 の 3 - (2)「具体的な経過措置対象の範囲」に示す厚生労働省医政局長通知により、当面のやむを得ない措置として、在宅、特別養護老人ホーム及び特別支援学校において一定の要件の下に認めるものと取り扱っているが、当該通知について、新制度施行後に、その普及・定着の状況を勘案し、特段の事情がある場合を除いて原則として廃止する予定であること。

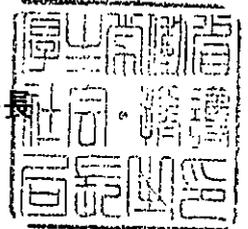
※なお、法の規定に基づく「社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号）の公布時期は、11 月下旬を予定しており、この通知に示す同施行令の条数は、暫定のものである旨、合わせて申し添える。



社援発0330第43号
平成24年 3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



喀痰吸引等研修実施要綱について

今般、下記のとおり、「喀痰吸引等研修実施要綱」を定めたので、御了知の上、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は医政局及び老健局に協議済みであることを申し添える。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

「喀痰吸引等研修実施要綱」

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。)附則第4条に定める「喀痰吸引等研修」、及び施行規則第26条の3第2項第2号に定める「介護福祉士の実地研修」(以下「喀痰吸引等研修等」という。)の具体的な実施方法、修得程度の審査方法等については、別添1～4により行われるものであること。

別添1: 喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について

別添2: 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について

別添3: 社会福祉法及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について

別添4: 介護福祉士の実地研修の実施について

別添1

喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について

1. 実施体制の整備

喀痰吸引等研修の実施主体である都道府県又は登録研修機関においては、当該研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される「喀痰吸引等研修実施委員会」（以下、「研修委員会」という。）を整備すること。

研修委員会は、当該研修の担当責任者のほか、研修講師複数名、その他の関係者により構成することとし、別添2及び別添3に定める研修評価に関する実務のほか、本通知において定める研修事務等を行うための検討と実施に関する責務を担うものであること。

また、本研修はその内容として医行為について取り扱うものであることから、研修講師としての業務従事如何に関わらず、医師及び看護職員（保健師、助産師及び看護師）の有資格者について、それぞれ1名以上を構成委員とすること。

ただし、第三号研修の登録研修機関においては、小規模な事業所も想定されることから、研修委員会の構成委員については、研修講師を複数名とすることや医師又は看護職員を含めることが困難な場合があること、当該研修の担当責任者が研修講師を兼務することなど当該事業所の実情に応じた形態が考えられること。

2. 研修事務

(1) 研修実施計画

研修の実施に先駆けて、研修実施計画を策定すること。

研修実施計画は、研修実施日程、研修実施期間（1回あたりの喀痰吸引等研修の実施期間）、研修実施場所、研修委託の有無、研修受講定員、研修講師数、研修教材等設備調達方法、資金運用方法、修得程度審査方法、その他当該喀痰吸引等研修に関し必要な事項等を含むものであること。

研修実施計画の策定については、上記1の研修委員会の構成委員のほかに、当該研修に関与する経理担当者等、必要な者についても適宜参画させること。

策定した研修実施計画については、研修実施主体における組織的な承認を得るとともに、より適切妥当な研修実施に資するよう、適宜、見直しや検証を行うよう努めること。

研修実施計画は、省令及び通知に定める研修の実務に関する規程（業務規程）との整合性を図るとともに、その策定単位については、研修実施期間や実施年度、実施場所等を勘案し、

策定すること。

研修受講者の研修受講進捗状況等の管理についても、当該研修実施計画に基づき行うこととし、当該管理については、「喀痰吸引等研修修了者管理簿」(別紙1)を参考として帳簿作成を行うとともに、登録研修機関においては、都道府県からの求め等の必要に応じて、適宜、提出を行えるようにしておくこと。なお、登録研修機関において都道府県に対して、適宜、研修実施結果の報告を行う場合に置いては、「喀痰吸引等研修実施結果報告書」(別紙2)を参考として行うこと。

(2) 研修教材の選定

研修教材については、以下に示す教材等を参考とし、研修委員会において選定を行うこと。

なお、下記の研修教材の提示については、喀痰吸引等研修の円滑実施に資することを目的に技術的助言として行われるものであることから、これに拠らない研修教材を使用しても差し支えないこと。

○研修テキスト(指導上の手引きを含む。)

(ア) 第1号研修・第2号研修

「訪問看護と訪問介護の連携によるサービス提供のあり方に関する研究調査事業～介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修カリキュラム等策定に関する研究事業～」(平成23年度老人保健健康増進等事業、実施主体:(社)全国訪問看護事業協会)において作成した『介護職員によるたんの吸引等の研修テキスト』

(イ) 第3号研修

平成23年度「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業」において厚生労働省が作成した『介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)の研修テキスト』

○「喀痰吸引等研修 指示書」

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官通知)の別添1中、別紙様式34に定める「介護職員等喀痰吸引等指示書」

○「喀痰吸引等研修 計画書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式1『喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書』

○「喀痰吸引等研修 同意書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式2『喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書』

○「喀痰吸引等研修 報告書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成 24 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式3『喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書』

○ヒヤリハット様式

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成 24 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式4『喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書』

(3) 研修講師の選定

喀痰吸引等研修の業務を実施する研修講師については、研修委員会において公正・中立な選定を行うこと。

ただし、第三号研修の登録研修機関においては、小規模な事業所も想定されることから、研修講師が構成委員を兼務することで差し支えない。

研修講師候補者については、履歴等を提出させ、講師要件との整合性や適正等につき、十分な審査を行うこととし、適宜、当該研修講師候補者への面接、ヒアリング等についても行うよう努めること。なお、研修講師候補者に提出させる履歴については、「喀痰吸引等研修研修講師履歴書」(別紙3)を参考とし行うこと。

また、研修講師については、以下の区分に基づく管理を行うこと。

- ・講義を担う研修講師: 講義担当講師
- ・演習を担う研修講師: 演習指導講師
- ・実地研修を担う研修講師: 実地研修指導講師

(4) 筆記試験に関する事務

基本研修(講義)における修得程度の審査(知識の定着の確認)として行われる筆記試験については、研修委員会において事務規程等の取り決めを策定するとともに、当該筆記試験問題の作成、筆記試験の実施、審査判定等の実施事務について責務を担うものであること。なお、事務規程の整備においては、「筆記試験事務規程(参考例)」(別紙4)を参考とし行うこと。

(5) 実地研修に関する事務

実地研修の実施については、都道府県又は登録研修機関自らが実施する場合、又は委託を行う場合のいずれの場合においても、研修委員会において事務規程等の取り決めを策定するとともに、実地研修を行う機関(以下「実地研修実施機関」という。)の選定においては、下記に示す「実施研修実施機関選定基準」を参考とし、適切に選定を行うこと。なお、実施研修実施機関への委託承諾については、「喀痰吸引等研修実地研修実施機関承諾書」(別紙5)を参考とし行うこと。

○実施研修機関選定基準

- ・ 実施研修指導講師である医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。
- ・ 当該管理体制の下、実地研修における書面による医師の指示、実地研修協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等(以下、「実地研修協力者」という。)の書面による同意承認(同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続の確保を含む。)、事故発生時の対応(関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。)、実地研修協力者の秘密の保持(関係者への周知徹底を含む。)等に関する規程整備がなされていることなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されること。
- ・ 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること。

3. 研修実施上の留意事項

喀痰吸引等研修の実施にあたっては、以下の点に留意して行うこと。なお、これらの留意事項についても、適宜、研修委員会において具体的な取り決めを行うとともに、研修を委託により行う場合においても同様の取扱とすること。

- (1) 基本研修(講義)は集合的な研修実施で差し支えないが、基本研修(演習)については少人数のグループを編成して実施すること。
- (2) 研修実施日程、研修開催期間、研修受講定員等の規模等の設定にあたっては、研修受講者の多くが現従事者(現に介護等の業務に従事している者)であること等の状況を鑑み、開講日や時間等について工夫をするなど、適宜受講し易い環境設定に配慮すること。
- (3) 喀痰吸引等研修の実施主体である都道府県又は登録研修機関においては、当該研修事業の実施に先駆けて、損害賠償保険制度(実地研修を保険対象に含むもの)に加入しておくなど、実地研修の実施における安全確保措置として適切な対応を図ること。

(別紙 2)

受付番号

平成 年 月 日

知事 殿

主たる事業所の
所在地
申請者
代表者名

㊟

喀痰吸引等研修 実施結果報告書

社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条に定める喀痰吸引等研修について、下記の通り実施したので、省令附則第11条第2項第6号の規定に基づき報告します。

登録研修機関登録番号												
申請者	フリガナ											
	事業所名称											
	事業所所在地	(郵便番号 -) 県 郡市 (ビルの名称等)										
	電話番号											
研修課程	1. 喀痰吸引及び経管栄養のすべて：省令別表第一研修（不特定の者対象） 2. 喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養：省令別表第二研修（不特定の者対象） 3. 各喀痰吸引等行為の個別研修：省令別表第三研修（特定の者対象）											
研修内容	基本研修 (講義)	実施場所										
		実施期間	年	月	日	～	年	月	日			
		受講者数	人			修了者数	人					
		試験実施日	年	月	日							
	基本研修 (演習)	実施場所										
		実施期間	年	月	日	～	年	月	日			
		受講者数	人			修了者数	人					
		評価実施日	年	月	日							
	実地研修	実施場所										
		実施期間	年	月	日	～	年	月	日			
		受講者数	人			修了者数	人					
		評価実施日	年	月	日							
研修担当者の氏名及び連絡先	氏名											
	電話番号											

※特定の者研修においては、実地研修を在宅で行った場合については、実施場所に各対象居宅と記載すること

添付資料

研修修了者一覧

(別紙3)

喀痰吸引等研修 研修講師履歴書

勤務先登録研修 機関の名称				
氏名		性別	男・女	
生年月日				
保有資格	1. 医師 2. 保健師 3. 助産師 4. 看護師			
担当 科目 I	基本研修	講 義	人間と社会 (※1)	
			保健医療制度とチーム医療 (※1)	
			安全な療養生活	
			清潔保持と感染予防	
			健康状態の把握	
			高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」概論	
			高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説	
			高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	
			高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	
	実地研修	演 習	口腔内の喀痰吸引	
			鼻腔内の喀痰吸引	
			気管カニューレ内部の喀痰吸引	
			胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
			経鼻経管栄養	
			救急蘇生法	
			人工呼吸器装着者への喀痰吸引	
			口腔内の喀痰吸引	
			鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引				
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養				
経鼻経管栄養				
人工呼吸器装着者への喀痰吸引				

担当 科目 II	基本研修	重度障害児・者等の地域生活に関する講義（※1）	
		喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	
		緊急時の対応及び危険防止に関する講義	
		喀痰吸引等に関する演習	
	実地研修	口腔内の喀痰吸引	
		鼻腔内の喀痰吸引	
		気管カニューレ内部の喀痰吸引	
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
		経鼻経管栄養	
職 歴 ・ 講 師 歴	名 称	業 務 内 容	年 月
	合 計		
そ の 他 の 資 格	名 称	取 得 機 関	取 得 年 月 日

備考1 講師毎に作成し、就任承諾書及び免許の写し、また講習会を受講している場合は、修了した各講習会の修了証明書を添付してください。

2 「保有資格」欄に記載する資格の中に該当するものがあれば、その番号に「○」を記載してください。

3 省令別表第一号、第二号研修（不特定の者対象の研修）の科目を教授する場合は「担当科目Ⅰ」に、省令別表第三号研修（特定の者対象の研修）の科目を教授する場合は「担当科目Ⅱ」の各科目に「○」を記載してください

4 （※1）については、相当の学識経験を有する者を講師として差し支えありません。

5 「人工呼吸器装着者への喀痰吸引」の教授は省令別表第一号、第二号研修の課程（担当科目Ⅰの部分）に限られます。

喀痰吸引等研修 実地研修 実施機関承諾書

平成 年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

設 置 者

所 在 地

代 表 者 名

㊦

下記は、〇〇〇〇（登録研修機関）が実施する喀痰吸引等研修において、実地研修として研修受講者を受け入れることを承諾いたします。

施設種別及び施設名	
設置年月日	
代表者名	
法人名	
電話番号	
研修受講者責任者名	
研修受講者受入開始時期	
研修受講者受入人数	

別添2

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について

1. 筆記試験による知識の定着の確認

(1) 基本方針

基本研修(講義)については、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを確認すること。

(2) 出題範囲

以下のとおりとすること。

研修課程	出題範囲
省令附則第四条別表第一の①講義	左同
省令附則第四条別表第二の①講義	左同

(3) 出題形式

客観式問題(四肢択一)により行うこと。

(4) 出題数及び試験時間

出題数30問、試験時間60分を下限とし実施すること。

(5) 問題作成指針

以下ア～エに基づき作成すること。

ア 細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、喀痰吸引等を中心とした内容となるよう配慮すること。

イ 次のことについて基礎的知識を問う問題を中心とすること。

- ・対象者を観察した内容を適確に表現できる用語や指示が理解できる知識
- ・喀痰吸引等について行為の根拠や目的及び技術に関する知識

ウ 知識の想起及び理解を問う問題を中心に出題すること。

エ 試験問題の作成にあたっては複数からなる専門領域の異なる立場の者が検討し、問題の客観的な妥当性を高めるよう工夫すること。

(6) 合否判定基準

総正解率が9割以上の者を合格とすること。

また、筆記試験の総正解率が9割未満の者については、別添1に定める「喀痰吸引等研修実施委員会」において、その取扱方針を定めておくこと。

2. 評価による技能修得の確認

(1) 基本方針

基本研修(演習)及び実地研修については、評価の実施より、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための技能を修得していることを確認すること。

(ア) 基本研修(演習)評価

研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シミュレーター(吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式)、人体解剖模型、その他演習に必要な機器(吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等)を用いて、演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価すること。

(イ) 実地研修評価

研修受講者が、実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、実施研修指導講師が評価すること。

評価は、実際の喀痰吸引等の提供が安全管理体制の確保、医師・看護職員・介護職員等の連携確保や役割分担、医師の文書による指示等の条件の下で実施されることを念頭においた基本研修(演習)又は実地研修を実施した上で行うこと。

(2) 実施手順

基本研修(演習)及び実地研修の実実施手順は、以下のSTEP1～STEP8の順を踏まえ行うこととし、このうちSTEP4～8について、以下に示す「基本研修(演習)及び実地研修類型区分」の区分毎に、「基本研修(演習)及び実地研修評価基準・評価票」(別添資料)を用いた評価を行うこと。

なお、具体的な実施手順については、以下に示す「実施手順参考例」を踏まえ行うこと。

STEP1: 安全管理体制確保(※実地研修のみ。)

実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、実地研修指導講師である医師が実地研修指導講師である看護職員とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。

STEP2: 観察判断(※実地研修のみ。)

研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。

STEP3: 観察

研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。

STEP4:準備

研修受講者が、研修講師である医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。

STEP5:実施

研修受講者が、喀痰吸引等の演習又は実地研修を実施し、安全に行われたかどうかを確認する。

※経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。

STEP6:報告

研修受講者が、演習シミュレーター又は実施研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態を研修講師に報告する。

STEP7:片付け

研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。

STEP8:記録

研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。

○基本研修(演習)及び実地研修類型区分

省令上の行為 (省令別表第1及び第2)	類型区分	
	通常手順	人工呼吸器装着者
口腔内の喀痰吸引	1-①	1-②
鼻腔内の喀痰吸引		
気管カニューレ内部の喀痰吸引	1-③	1-④
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	1-⑤	—
経鼻経管栄養	1-⑥	—
救急蘇生法	—	—

1-①:喀痰吸引 —口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)—

1-②:喀痰吸引 —口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者:非侵襲的人工呼吸療法)—

1-③:喀痰吸引 —気管カニューレ内部吸引(通常手順)—

1-④:喀痰吸引 —気管カニューレ内部吸引(人工呼吸器装着者:侵襲的人工呼吸療法)—

1-⑤:経管栄養 —胃ろう又は腸ろうによる経管栄養—

1-⑥:経管栄養 —経鼻経管栄養—

○実施手順参考例

(ア) 基本研修(演習)実施手順(例)

- ①標準的なレベルの演習シミュレーターに対して、演習指導講師が1回の実演を行う。
- ②グループ試行として、研修受講者はグループになり1人1回実施し、演習指導講師はグループに対して、観察・指導を行う。
- ③全ての研修受講者に「基本研修(演習)及び実地研修類型区分」の区分毎に、省令別表に定める以上の演習を行わせる。
- ④演習指導講師は、演習実施毎に「基本研修(演習)評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の演習の改善につなげる。

(イ) 実地研修実施手順(例)

- ① 実地研修協力者の状態像を踏まえ、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が実施可能かについて、医師である実地研修指導講師の承認を得る。※、初回実施前及び実地研修協力者の状態が変化した時点において必要。
- ② 実地研修指導講師は、実地研修協力者の喀痰吸引等を行う部位及び全身の状態を観察し、研修受講者が実施可能かについて確認する。
- ③ 実地研修指導講師は、研修受講者が喀痰吸引等を実施している間においては、実地研修協力者の状態の安全等に注意しながら研修受講者に対して指導を行う。
- ④ 実地研修指導講師は、実施研修実施毎に「実地研修評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の実地研修実施の改善につなげる。また、研修受講者の喀痰吸引等に関する知識及び技能の到達度を踏まえながら、指導を継続していく。

(3) 実施上の留意事項

(ア) 上記(2)STEP1～8に示す実施手順における研修講師の役割分担について

基本研修(演習)及び実地研修の研修講師である医師又は看護職員の役割分担については、以下の①及び②を参考として効果・効率的な実施を行うこと。

- ① STEP2において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、実地研修指導講師である医師の判断を確認すること。
- ② STEP3～8のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合においては、演習又は実地研修の研修講師である医師又は看護師が観察判断を行うこと。

(イ) 研修受講者の実施できる範囲について

実地研修においては、上記(2)STEP4～8の研修受講者が実施する行為について、下表「実地研修実施上の留意点」に基づき実施すること。

なお、(エ)の経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、基本研修(演習)のSTEP5においても、演習指導講師である医師又は看護職員が行うこと。

○実地研修実施上の留意点

(ア) 研修受講者が行うことができる標準的な許容範囲

(イ) 一定の条件の下、かつ、実地研修指導講師との役割分担の下、研修受講者が行うことができる許容範囲

(ウ) 一定の条件の下、研修受講者が行うことができる許容範囲

(エ) 研修受講者が行うことができないもの

	喀痰吸引	経管栄養
(ア)	<p>咽頭より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まであがってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修受講者が基本研修を踏まえた手順を守って行えば危険性は相対的に低いことから差し支えないこと。</p>	<p>経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、実地研修指導講師が行うことが望ましいが、開始後の対応は研修受講者によっても可能であり、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が行うことは差し支えないこと。</p>
(イ)	<p>以下の観点を踏まえ、研修受講者は咽頭の手前までの吸引を行うにとどめることが適切であり、咽頭より奥の気道の喀痰吸引については許容範囲としないこと。</p> <p>なお、鼻腔吸引においては対象者の状態に応じ「吸引チューブを入れる方向を適切にする」、「左右どちらかのチューブが入りやすい鼻腔からチューブを入れる」、「吸引チューブを入れる長さを個々の対象者に応じて規定しておく」等の手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多いので留意すること。</p> <p>※ 鼻腔吸引においては、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血がまれではあるが生じる場合や、また、鼻や口から咽頭の奥までの吸引を行えば敏感な対象者の場合、嘔吐や咳込み等の危険</p>	

	性があり、一般論として安全であるとは言い難いため。	
(ウ)	<p>気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど危険性が高いことから、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とすること。</p> <p>特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行っている間は人工呼吸器を外す必要があるため、実地研修指導講師及び研修受講者は、安全かつ適切な取扱いが必要であることに留意すること。</p>	
(エ)		<p>経鼻経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があることから、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。</p> <p>経鼻経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう・腸ろうの状態そのものに問題がないかどうかの確認について、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。</p>

(4) 評価判定

基本研修(演習)及び実地研修の総合的な評価判定は、研修受講者毎に、技能修得の判定を行うこと。

(ア) 基本研修(演習)評価判定

当該研修受講者が、省令で定める修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の演習を実施した上で、「基本研修(演習)評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価

結果が「基本研修(演習)評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認めることとし、実施研修については、基本研修の修了が確認された研修受講者に対して行うこと。

なお、演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させること。

(イ) 実地研修評価判定

当該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合であって、下記(a)、(b)のいずれも満たす場合において、研修修了の是非を判定し研修修了証明書の交付を行うこと。

なお、実地研修の修了が認められなかった者については、再度、実地研修の全課程を受講させること。

(a) 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること。

(b) 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。

別添資料

基本研修(演習)及び実地研修評価基準・評価票

1. 評価判定基準

(1) 基本研修(演習)評価判定基準

- 基本研修(演習)を行った各研修受講者毎、かつ、各評価項目毎について、以下のア～ウの3段階で演習指導講師が評価すること。

ア	評価項目について手順通りに実施できている。
イ	評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。
ウ	評価項目を抜かした。(手順通りに実施できなかった。)

(2) 実地研修評価判定基準

- 実地研修を行った各研修受講者毎、かつ、各評価項目毎について以下のア～ウの3段階で実地研修指導講師が評価すること。

ア	1人で実施できる。 評価項目について手順通りに実施できている。
イ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 実施後に指導した。
ウ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 その場では見過ごせないレベルであり、その場で指導した。
エ	1人での実施を任せられるレベルにはない。

2. 類型区分別評価項目

- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)別紙1-1
- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者・非侵襲的人工呼吸療法).....別紙1-2
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(通常手順).....別紙1-3
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(人工呼吸器装着者・侵襲的人工呼吸療法).....別紙1-4
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養.....別紙1-5
- ・経鼻経管栄養.....別紙1-6

参考: 類型区分別評価項目数一覧

	類型区分					
	喀痰吸引 口腔内・鼻 腔内吸引 (通常手順)	喀痰吸引 気管カニ ューレ内部 (通常手順)	喀痰吸引 口腔内・鼻 腔内吸引 (人工呼吸器 装着者・非侵 襲的人工呼吸 療法)	喀痰吸引 気管カニ ューレ内部 (人工呼吸器 装着者・侵襲 的人工呼吸療 法)	胃ろう又は 腸ろうによる 経管栄養	経鼻経管栄 養
STEP4: 準備	1～4	1～4	1～4	1～4	1～6	1～6
STEP5: 実施	5～27	5～30	5～27	5～30	7～17	7～16
STEP6: 報告	28～30	31～34	28～30	31～34	18～20	17～19
STEP7: 片付け	31・32	35・36	31・32	35・36	21	20
STEP8: 記録	33	37	33	37	22	21
項目数 計	33	37	33	37	22	21

3. 基本研修(演習)評価票

- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)別紙2-1
- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者・非侵襲的人工呼吸療法).....別紙2-2
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(通常手順).....別紙2-3
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(人工呼吸器装着者・侵襲的人工呼吸療法).....別紙2-4
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養.....別紙2-5
- ・経鼻経管栄養.....別紙2-6

4. 実地研修評価票

- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)別紙3-1
- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者・非侵襲的人工呼吸療法).....別紙3-2
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(通常手順).....別紙3-3
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(人工呼吸器装着者・侵襲的人工呼吸療法).....別紙3-4
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養.....別紙3-5
- ・経鼻経管栄養.....別紙3-6

評価項目：喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)

実施手順	評価項目	評価の視点
STEP4： 準備	1 医師の指示等の確認を行う	吸引圧・吸引時間・吸引の深さ・留意点等の確認ができていますか。
	2 手洗いを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する	必要物品を把握しているか。吸引瓶の排液が廃棄されているか。吸引器の電源を入れ、陰圧がかかるか。
	4 必要物品を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレーター）のもとに運ぶ	吸引器は水平な場所に設置しているか。使用しやすい位置に物品を置いているか。吸引器については、電源配置や接続チューブの長さについても確認しているか。
STEP5： 実施	5 実地研修協力者に吸引の説明をする	対象者の協力が得られるように、吸引の必要性や方法などをわかりやすく十分説明しているか。
	6 吸引の環境・実地研修協力者の姿勢を整える	プライバシー保護のため、必要に応じてカーテン・スクリーンをしているか。できる限り楽で安定した姿勢で吸引チューブを挿入しやすい体位に整えているか。
	7 口腔内・鼻腔内を観察する	口腔内（義歯の状態）・鼻腔内の状態（出血や損傷の有無）・口腔内の分泌物等の貯留物を観察・確認できているか。
	8 手袋の着用またはセッシーを持つ	清潔な手袋の着用やセッシーの操作方法が守られているか。
	9 吸引チューブを清潔に取り出す	吸引チューブの先端が周囲に触れないように取り出せているか。
	10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する	吸引チューブの先端が周囲に触れないように扱い、確実に連結管をつなげているか。
	11 （浸漬法の場合）吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く	清浄綿等を清潔に取り出せているか。他の部分に吸引チューブが触れないようにして、清浄綿等で連結部から先端に向かって拭きとることができているか。消毒液が確実に拭きとれているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	12 吸引器の電源を入れて水を吸い決められた吸引圧になることを確認する	水を吸引して、吸引力を観察し、適切な吸引力の設定を確認できているか。吸引圧のメーターを確認しているか。
	13 吸引チューブの先端の水をよく切る	吸引チューブの先端から水が垂れていないか。
	14 実地研修協力者に吸引開始について声かけを行う	わかりやすい言葉で協力が得られるよう話しかけ、反応や返答を確認しているか。
	15 適切な吸引圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する	決められた（指示のあった）吸引圧と深さを守っているか。挿入の際、吸引チューブの先端が周囲に触れていないか。粘膜を刺激しないよう静かに挿入しているか。挿入しにくい時に強引に挿入していないか。
	16 適切な吸引時間で分泌物等の貯留物を吸引する	吸引時間を守っているか。一か所に吸引圧がかからないように吸引チューブを静かにまわしながら操作できているか。吸引物や対象者の様子の観察ができていますか。
	17 吸引チューブを静かに抜く	粘膜を刺激しないように吸引チューブを抜いているか。
	18 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く	清潔に清浄綿等を取り出せているか。肉眼的に確認できる吸引チューブの外側の付着物を連結部から先端に向かって拭きとることができているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	19 洗浄水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす	吸引チューブの内側の汚れの除去を確認しているか。
	20 吸引器の電源を切る	
	21 吸引チューブを連結管から外し保管容器に戻す	吸引チューブを保管容器の中に確実におさめたか。
	22 手袋をはずす（手袋を使用している場合）またはセッシーを戻す	汚染した手袋が周囲に触れることなく手袋をはずし、廃棄しているか。セッシーを、周囲や容器の縁に触れることなく戻しているか。
	23 実地研修協力者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える	吸引物の状況をわかりやすく伝え、とりきれたかどうかを確認しているか。ねぎらいの言葉をかけているか。呼吸を整えやすい安楽な姿勢に整え、その姿勢でよいかどうかを対象者に確認しているか。
	24 吸引物及び実地研修協力者の状態を観察する	吸引した物の量・性状、顔色、呼吸の状態、全身状態、（鼻腔の場合）鼻腔からの出血などについて観察できているか。
	25 実地研修協力者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する	吸引前の状態と比較して観察しているか。
	26 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないかを観察する（経鼻経管栄養実施者のみ）	
	27 手洗いをする	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。
STEP6： 報告	28 吸引物及び実地研修協力者の状態を報告する	研修講師に、吸引した物の量・性状、顔色、呼吸の状態、全身状態、鼻腔からの出血、異常の有無などについて報告できているか。
	29 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないことを報告する（経鼻経管栄養実施者のみ）	
	30 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができていますか。
STEP7： 片付け	31 吸引びんの排液量が70%～80%になる前に排液を捨てる	吸引びんの廃液量の確認が行えているか。廃液量の交換の必要性を判断できているか。
	32 使用物品を速やかに後片付けまたは交換する	事故防止、故障予防のために速やかに片づけているか。使用物品の交換が適切な方法で行えているか。
STEP8： 記録	33 実施記録を記載する	記載事項を把握しているか。記載もれはないか。適切な内容の記載ができていますか。

評価項目：喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者：非侵襲的人工呼吸療法)

実施手順	評価項目	評価の視点	
STEP4： 準備	1 医師の指示等の確認を行う	吸引圧・吸引時間・吸引の深さ・吸引の留意点、人工呼吸器装着脱上の留意点の確認ができて いるか。	
	2 手洗いをを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。 手洗い方法が守られているか。	
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する	必要物品を把握しているか。 吸引瓶の排液が廃棄されているか。 吸引器の電源を入れ、陰圧がかかるか。	
	4 必要物品を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレー ター）のもとに運ぶ	吸引器は水平な場所に設置しているか。 使用しやすい位置に物品を置いているか。 吸引器については、電源配置や接続チューブの長さについても確認しているか。	
STEP5： 実施	5 実地研修協力者に吸引の説明をする	対象者の協力が得られるように、吸引の必要性や方法などをわかりやすく十分説明している か。	
	6 吸引の環境・実地研修協力者の姿勢を整える	プライバシー保護のため、必要に応じてカーテン・スクリーンをしているか。 できる限り楽で安定した姿勢で吸引チューブを挿入しやすい体位に整えているか。	
	7 口腔内・鼻腔内を観察する	口腔内（義歯の状態）・鼻腔内の状態（出血や損傷の有無）・口腔内の分泌物等の貯留物、 人工呼吸器の作動状況、口鼻マスクの位置、皮膚の状態を観察・確認できているか。 観察時、口鼻マスクを外すまたは鼻マスクに変更するなどの必要がある場合適切に操作でき ているか。	
	8 手袋の着用またはセッシを持つ	清潔な手袋の着用やセッシの操作方法が守られているか。	
	9 吸引チューブを清潔に取り出す	吸引チューブの先端が周囲に触れないように取り出せているか。	
	10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する	吸引チューブの先端が周囲に触れないように扱い、確実に連結管をつなげているか。	
	11 （浸漬法の場合）吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く	清浄綿等を清潔に取り出せているか。 他の部分に吸引チューブが触れないようにして、清浄綿等で連結部から先端に向かって拭き とることができているか。 消毒液が確実に拭きとれているか。 使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。	
	12 吸引器の電源を入れて水を吸い決められた吸引圧になること を確認する	水を吸引して、吸引力を観察し、適切な吸引力の設定を確認できているか。 吸引圧のメーターを確認しているか。	
	13 吸引チューブの先端の水をよく切る	吸引チューブの先端から水が垂れていないか。	
	14 実地研修協力者に吸引開始について声かけを行う	わかりやすい言葉で協力が得られるよう話しかけ、反応や返答を確認しているか。	
	15 口鼻マスクまたは鼻マスクをはずす（注）	口鼻マスクまたは鼻マスクを外すタイミング、外す方法は適切であるか。 外す際に吸引チューブの清潔は保たれているか。	
	16 適切な吸引圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する	決められた（指示のあった）吸引圧と深さを守っているか。 挿入の際、吸引チューブの先端が周囲に触れていないか。 粘膜を刺激しないよう静かに挿入しているか。 挿入しにくい時に強引に挿入していないか。	
	17 適切な吸引時間で分泌物等の貯留物を吸引する	吸引時間を守っているか。 一カ所に吸引圧がかからないように吸引チューブを静かにまわしながら操作できているか。 吸引物や対象者の様子の観察ができていないか。	
	18 吸引チューブを静かに抜く	粘膜を刺激しないように吸引チューブを抜いているか。	
	19 口鼻マスク・鼻マスクを適切に戻す（注）	口鼻マスクまたは鼻マスクを外す又は変更した場合、適切に元に戻しているか。	
	20 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く	清潔に清浄綿等を取り出せているか。 肉眼的に確認できる吸引チューブの外側の付着物を連結部から先端に向かって拭きとること ができているか。 使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。	
	21 洗浄水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす	吸引チューブの内側の汚れの除去を確認しているか。	
	22 吸引器の電源を切る		
	23 吸引チューブを連結管から外し保管容器に戻す	吸引チューブを保管容器の中に確実におさめたか。	
	24 手袋をはずす（手袋を着用している場合）またはセッシを戻 す	汚染した手袋が周囲に触れることなく手袋をはずし、廃棄しているか。 セッシを、周囲や容器の縁に触れることなく戻しているか。	
	25 実地研修協力者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える	吸引物の状況をわかりやすく伝え、とりきれたかどうかを確認しているか。 ねぎらいの言葉をかけているか。 呼吸を整えやすい安楽な姿勢に整え、その姿勢でよいかどうかを対象者に確認しているか。	
	26 人工呼吸器が正常に作動していること・口鼻マスクまたは鼻 マスクの装着感が通常通りであることを確認をする	胸の上がり具合を確認して人工呼吸器の正常作動を確認しているか。 固定位置・固定の強さ、皮膚の状態などの観察項目を把握して、確認もれがないか。	
	27 吸引物及び実地研修協力者の状態を観察する	吸引した物の量・性状、顔色、呼吸の状態、全身状態、（鼻腔の場合）鼻腔からの出血など について観察できているか。	
	28 実地研修協力者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察す る	吸引前の状態と比較して観察しているか。	
	29 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないか を観察する（経鼻経管栄養実施者のみ）		
	30 手洗いをする	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。 手洗い方法が守られているか。	
	STEP6： 報告	31 吸引物及び実地研修協力者の状態を報告する	研修講師に、吸引した物の量・性状、顔色・呼吸の状態、全身状態、鼻腔からの出血、異常 の有無などについて報告できているか。
		32 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないこ とを報告する（経鼻経管栄養実施者のみ）	
		33 人工呼吸器が正常に作動していること・口鼻マスクまたは鼻 マスクの装着感が通常通りであることを報告をする	マスクの着脱に伴う呼吸の変動の可能性もあるため、呼吸状態の異常の有無に加えて、マス クからの空気の漏れ、人工呼吸器回路の異常等について確認できているか。
		34 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合 のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができていないか。
STEP7： 片付け	35 吸引びんの排液量が70%～80%になる前に排液を捨てる	吸引びんの廃液量の確認が行えているか。 廃液量の交換の必要性を判断できているか。	
	36 使用物品を速やかに後片付けまたは交換する	事故防止、故障予防のために速やかに片付けているか。 使用物品の交換が適切な方法で行えているか。	
STEP8： 記録	37 実施記録を記載する	記載事項を把握しているか。 記載もれはないか。 適切な内容の記載ができていないか。	

※清潔の保持、マスク着脱時の皮膚損傷の予防、確実な呼吸器の装着を確認する。

評価項目：喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引(通常手順)

実施手順	評価項目	評価の視点
STEP4 : 準備	1 医師の指示等の確認を行う	吸引圧・吸引時間・吸引の深さ・吸引の留意点、気管カニューレに関する留意点等の確認ができていないか。
	2 手洗いをを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する	必要物品を把握しているか。吸引瓶の排液が廃棄されているか。吸引器の電源を入れ、陰圧がかかるか。
	4 必要物品を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレーター）のもとに運ぶ	吸引器は水平な場所に設置しているか。使用しやすい位置に物品を置いているか。吸引器については、電源配置や接続チューブの長さについても確認しているか。
STEP5 : 実施	5 実地研修協力者に吸引の説明をする	対象者の協力が得られるように、吸引の必要性や方法などをわかりやすく十分説明しているか。
	6 吸引の環境・実地研修協力者の姿勢を整える	プライバシー保護のため、必要に応じてカーテン・スクリーンをしているか。できる限り楽で安定した姿勢で吸引チューブを挿入しやすい体位に整えているか。
	7 気管カニューレ周囲や固定の状態を観察する	口腔内（義歯の状態）・鼻腔内の状態（出血や損傷の有無）・口腔内の分泌物等の貯留物に加えて気管カニューレ周囲や固定の状態を確実に観察・確認できているか。
	8 手袋の着用またはセッシを持つ	清潔な手袋の着用やセッシの操作方法が守られているか。
	9 吸引チューブを清潔に取り出す	吸引チューブの先端が周囲に触れないように取り出せているか。
	10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する	吸引チューブの先端が周囲に触れないように扱い、確実に連結管をつなげているか。
	11 （浸漬法の場合）吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く	清浄綿等を清潔に取り出せているか。他の部分に吸引チューブが触れないようにして、清浄綿等で連結部から先端に向かって拭きとることができているか。消毒液が確実に拭きとれているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	12 吸引器の電源を入れて原則として滅菌精製水を吸い決められた吸引圧になることを確認する	水を吸引して、吸引力を観察し、適切な吸引力の設定を確認できているか。吸引圧のメーターを確認しているか。
	13 吸引チューブ先端の水をよく切る	吸引チューブの先端から水が垂れていないか。
	14 実地研修協力者に吸引開始について声かけを行う	わかりやすい言葉で協力が得られるよう話しかけ、反応や返答を確認しているか。
	15 適切な吸引圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する	気管カニューレの長さ以上まで挿入しないよう所定の深さを守っているか。
	16 適切な吸引時間で気管カニューレ内の分泌物等の貯留物を吸引する	吸引時間を守っているか。一カ所に吸引圧がかからないように吸引チューブを静かにまわしながら操作できているか。吸引物や対象者の様子の観察ができていないか。
	17 吸引チューブを静かに抜く	粘膜を刺激しないように吸引チューブを抜いているか。
	18 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く	清潔に清浄綿等を取り出せているか。肉眼的に確認できる吸引チューブの外側の付着物を連結部から先端に向かって拭きとることができているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	19 滅菌精製水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす	吸引チューブの内側の汚れの除去を確認しているか。
	20 吸引器の電源を切る	
	21 吸引チューブを連結管から外し保管容器に戻す、または単回使用の場合は原則として破棄する	吸引チューブを保管容器の中に確実におさめたか、または単回使用の場合は破棄したか。
	22 手袋をはずす（手袋を着用している場合）またはセッシを戻す	汚染した手袋が周囲に触れることなく手袋をはずし、廃棄しているか。セッシを、周囲や容器の縁に触れることなく戻しているか。
	23 実地研修協力者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える	吸引物の状況をわかりやすく伝え、とりきれたかどうかを確認しているか。ねぎらいの言葉をかけているか。呼吸を整えやすい安楽な姿勢に整え、その姿勢でよいかどうかを対象者に確認しているか。
	24 吸引物及び実地研修協力者の状態を観察する	吸引した物の量・性状・顔色・呼吸の状態、全身状態などについて観察できているか。呼吸状態および気管カニューレや固定状態等の観察項目を把握しているか。観察もれはないか。
	25 実地研修協力者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する	吸引前の状態と比較して観察しているか。
	26 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないかを観察する（経鼻経管栄養実施者のみ）	
	27 手洗いをする	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。
STEP6 : 報告	28 吸引物及び実地研修協力者の状態を報告する	研修講師に、吸引した物の量・性状・顔色・呼吸の状態、全身状態、鼻腔からの出血、異常の有無などについて報告できているか。
	29 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないことを報告する（経鼻経管栄養実施者のみ）	
	30 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができていないか。
STEP7 : 片付け	31 吸引びんの排液量が70%～80%になる前に排液を捨てる	吸引びんの廃液量の確認が行えているか。廃液量の交換の必要性を判断できているか。
	32 使用物品を速やかに後片付けまたは交換する	事故防止、故障予防のために速やかに片づけているか。使用物品の交換が適切な方法で行えているか。
STEP8 : 記録	33 実施記録を記載する	記載事項を把握しているか。記載もれはないか。適切な内容の記載ができていないか。

※気管カニューレ内部からの吸引については、特に清潔の遵守が必要。気管カニューレの長さ以上に挿入しない。

評価項目：喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引(人工呼吸器装着者:侵襲的人工呼吸療法)

実施手順	評価項目	評価の視点
STEP4: 準備	1 医師の指示等の確認を行う	吸引圧・吸引時間・吸引の深さ・吸引の留意点、人工呼吸器装着脱上の留意点等の確認ができていますか。
	2 手洗いをを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する	必要物品を把握しているか。吸引瓶の排液が廃棄されているか。吸引器の電源を入れ、陰圧がかかるか。
	4 必要物品を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレーター）のもとに運ぶ	吸引器は水平な場所に設置しているか。使用しやすい位置に物品を置いているか。吸引器については、電源配置や接続チューブの長さについても確認しているか。
STEP5: 実施	5 実地研修協力者に吸引の説明をする	対象者の協力が得られるように、吸引の必要性や方法などをわかりやすく十分説明しているか。
	6 吸引の環境・実地研修協力者の姿勢を整える	プライバシー保護のため、必要に応じてカーテン・スクリーンをしているか。できる限り楽で安定した姿勢で吸引チューブを挿入しやすい体位に整えているか。
	7 気管カニューレ周囲や固定の状態、人工呼吸器の作動状況を観察する	口腔内（義歯の状態）・鼻腔内の状態（出血や損傷の有無）・口腔内の分泌物等の貯留物に加えて気管カニューレ周囲や固定の状態、人工呼吸器の作動状況を観察・確認できているか。
	8 手袋の着用またはセッシを持つ	清潔な手袋の着用やセッシの操作方法が守られているか。
	9 吸引チューブを清潔に取り出す	吸引チューブの先端が周囲に触れないように取り出せているか。
	10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する	吸引チューブの先端が周囲に触れないように扱い、確実に連結管をつなげているか。
	11 （浸漬法の場合）吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く	清浄綿等を清潔に取り出せているか。他の部分に吸引チューブが触れないようにして、清浄綿等で連結部から先端に向かって拭きとることができているか。消毒液が確実に拭きとれているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	12 吸引器の電源を入れて原則として滅菌精製水を吸い決められた吸引圧になることを確認する	滅菌精製水を吸引して、吸引力を観察し、適切な吸引力の設定を確認できているか。吸引圧のメーターを確認しているか。
	13 吸引チューブ先端の水をよく切る	吸引チューブの先端から水が垂れていないか。
	14 実地研修協力者に吸引開始について声かけを行う	わかりやすい言葉で協力が得られるよう話しかけ、反応や返答を確認しているか。
	15 人工呼吸器の接続を外す	人工呼吸器の接続は吸気を確認して適切なタイミング、方法で外しているか。気管カニューレを抑えすぎたり引っ張りすぎていないか。外した後の回路の清潔は保たれているか。外す際に吸引チューブの清潔は保たれているか。
	16 適切な吸引圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する	気管カニューレの長さ以上まで挿入しないよう所定の深さを守っているか。
	17 適切な吸引時間で気管カニューレ内の分泌物等の貯留物を吸引する	吸引時間を守っているか。一カ所に吸引圧がかからないように吸引チューブを静かにまわしながら操作できているか。吸引物や対象者の様子の観察ができていますか。
	18 吸引チューブを静かに抜く	粘膜を刺激しないように吸引チューブを抜いているか。
	19 人工呼吸器の接続を元に戻す	人工呼吸器の接続は、確実かつ清潔に元に戻しているか。
	20 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く	清潔に清浄綿等を取り出せているか。肉眼的に確認できる吸引チューブの外側の付着物を連結部から先端に向かって拭きとることができているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	21 滅菌精製水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす	吸引チューブの内側の汚れの除去を確認しているか。
	22 吸引器の電源を切る	
	23 吸引チューブを連結管から外し保管容器に戻す、または単回使用の場合は原則として破棄する	吸引チューブを保管容器の中に確実におさめたか、または単回使用の場合は破棄したか。
	24 手袋をはずす（手袋を着用している場合）またはセッシを戻す	汚染した手袋が周囲に触れることなく手袋をはずし、廃棄しているか。セッシを、周囲や容器の縁に触れることなく戻しているか。
25 実地研修協力者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える	吸引物の状況をわかりやすく伝え、とりきれたかどうかを確認しているか。ねぎらいの言葉をかけているか。呼吸を整えやすい安楽な姿勢に整え、その姿勢でよいかどうかを対象者に確認しているか。	
26 人工呼吸器が正常に作動していることを確認する	胸の上がり具合を確認して人工呼吸器および回路の正常作動を確認しているか。人工呼吸器の着脱に伴う呼吸の変動の可能性もあるため、呼吸状態の異常の有無や、コネクタ-接続部からの空気の漏れ、人工呼吸器回路の異常等について確認できているか。	
27 吸引物及び実地研修協力者の状態を観察する	吸引した物の量・性状、顔色・呼吸の状態、全身状態などについて観察できているか。呼吸状態および気管カニューレや固定状態等の観察項目を把握しているか。観察もれはないか。	
28 実地研修協力者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する	吸引前の状態と比較して観察しているか。	
29 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないかを観察する（経鼻経管栄養実施者のみ）		
30 手洗いをする	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。	
STEP6: 報告	31 吸引物及び実地研修協力者の状態を報告する	研修講師に、吸引した物の量・性状、顔色・呼吸の状態、全身状態、鼻腔からの出血、異常の有無などについて報告できているか。
	32 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないことを報告する（経鼻経管栄養実施者のみ）	
	33 人工呼吸器が正常に作動していることを報告する	
	34 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができていますか。
STEP7: 片付け	35 吸引びんの排液量が70%~80%になる前に排液を捨てる	吸引びんの廃液量の確認が行えているか。廃液量の交換の必要性を判断できているか。
	36 使用物品を速やかに後片付けまたは交換する	事故防止、故障予防のために速やかに片付けているか。使用物品の交換が適切な方法で行えているか。
STEP8: 記録	37 実施記録を記載する	記載事項を把握しているか。記載もれはないか。適切な内容の記載ができていますか。

※気管カニューレ内部からの吸引については、特に清潔の遵守が必要。気管カニューレの長さ以上に挿入しない。確実な呼吸器の装着・確認をする。

評価項目：胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

実施手順	評価項目	評価の視点
STEP4： 準備	1 医師の指示等の確認を行う	注入物・注入量・注入時間・留意点等の確認ができていますか。
	2 手洗いを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。 手洗い方法が守られているか。
	3 必要な物品を準備する	必要部品が準備できているか。 使用物品の状況を観察し、劣化、漏れ、汚染状況を観察しているか。
	4 指示された栄養剤（流動食）の種類・量・時間を確認する	氏名・経管栄養剤の内容と量・有効期限・注入開始時間・注入時間を確認できているか。
	5 経管栄養の注入準備を行う	栄養剤は本人のものであることを確認しているか。 栄養剤を適温にできているか。 栄養点滴チューブ内の空気を排除し準備しているか。 イルリガートル（ボトル）のふたは確実に閉めているか。
	6 準備した栄養剤（流動食）を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレーター）のもとに運ぶ	栄養剤が本人のものであることを確認ができていますか。
STEP5： 実施	7 実地研修協力者に本人確認を行い、経管栄養の実施について説明する	意識レベルの低い場合でも、実地研修協力者に処置の説明を行っているか。
	8 注入する栄養剤（流動食）が実地研修協力者本人のものであるかを確認し、適切な体位をとり、環境を整備する	栄養剤が実地研修協力者本人のものであるか確認できているか。 適切な体位をとれているか。 接続部より50cm以上高い所にイルリガートル（ボトル）の液面があるか。
	9 経管栄養チューブに不具合がないかを確認し、確実に接続する	経管栄養チューブが、ねじれたり折れたりしていないか、固定が外れていないかを確認しているか。 外れないように接続できているか。
	10 注入を開始し、注入直後の様子を観察する	実地研修協力者の状態に異常がないか確認しているか。 滴下速度は指示されたとおりであるか。
	11 注入中の表情や状態を定期的に観察する	全身状態の観察ができていますか。 むせこみ、表情の変化などの観察を行っているか。
	12 注入中の実地研修協力者の体位を観察する	適切な体位を維持できているか。
	13 注入物の滴下の状態を観察する	注入物の滴下が適切かどうか、観察できているか。
	14 挿入部からの栄養剤（流動食）のもれを確認する。	挿入部の異常の有無（もれの兆候等）を確認しているかどうか。
	15 注入中に実地研修協力者の状態を観察する	注入中に実地研修協力者が気分不快、腹部ぼう満感、おう気・おう吐などを訴えていないかを確認できているか。 異常を発見した場合は研修講師に連絡し、対応できているか。
	16 注入終了後は白湯を注入し、状態を観察する	注入終了後に、白湯を注入しているか。 実地研修協力者の状態を観察しているか。
	17 クレンメを閉め、経管栄養チューブの接続を外し、半坐位の状態を保つ	クレンメを確実に閉め、接続を外す際は、チューブを抜去しないように注意しているか。 半坐位の状態を保持しているか。
STEP6： 報告	18 注入後、実地研修協力者の状態を観察し、報告する	研修講師に、腹部ぼう満感、おう気・おう吐・腹痛、呼吸困難や表情の変化など観察し、報告ができていますか。
	19 体位交換が必要な実地研修協力者に対しては、異常が無ければ体位変換を再開する	おう吐を誘発する可能性もあり、観察し報告できているか。
	20 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができていますか。
STEP7： 片付け	21 環境を汚染させないように使用物品を速やかに後片付けする	使用物品は決められた方法で洗浄・消毒を行っているか。 環境を汚染していないか。
STEP8： 記録	22 実施記録を記載する	実施時刻、栄養剤（流動食）の種類、量等について記録しているか。 記載もれはないか。 適切な内容の記載ができていますか。

評価項目：経鼻経管栄養

実施手順	評価項目	評価の視点	
STEP4： 準備	1	医師の指示等の確認を行う	注入物・注入量・注入時間・留意点等の確認ができているか。
	2	手洗いをを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。 手洗い方法が守られているか。
	3	必要な物品を準備する	必要部品が準備できているか。 使用物品の状況を観察し、劣化、漏れ、汚染状況を観察しているか。
	4	指示された栄養剤（流動食）の種類・量・時間を確認する	氏名・経管栄養剤の内容と量・有効期限・注入開始時間・注入時間を確認できているか。
	5	経管栄養の注入準備を行う	栄養剤は本人のものであることを確認しているか。 栄養剤を適温にできているか。 栄養点滴チューブ内の空気を排除し準備しているか。 イルリガートル（ボトル）のふたは確実に閉めているか。
	6	準備した栄養剤（流動食）を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレーター）のもとに運ぶ	栄養剤が本人のものであることを確認できているか。
STEP5： 実施	7	実地研修協力者に本人確認を行い、経管栄養の実施について説明する	意識レベルの低い場合でも、実地研修協力者に処置の説明を行っているか。
	8	注入する栄養剤（流動食）が実地研修協力者本人のものであるかを確認し、適切な体位をとり、環境を整備する	栄養剤が実地研修協力者本人のものであるか確認できているか。 適切な体位をとれているか。 接続部より50cm以上高い所にイルリガートル（ボトル）の液面があるか。
	9	経管栄養チューブに不具合がないか確認し、確実に接続する	経管栄養チューブが、ねじれたり折れたりしていないか、固定が外れていないかを確認しているか。 外れないように接続できているか。
	10	注入を開始し、注入直後の様子を観察する	実地研修協力者の状態に異常がないか確認しているか。 滴下速度は指示されたとおりであるか。
	11	注入中の表情や状態を定期的に観察する	全身状態の観察ができているか。 むせこみ、表情の変化などの観察を行っているか。
	12	注入中の実地研修協力者の体位を観察する	適切な体位を維持できているか。
	13	注入物の滴下の状態を観察する	注入物の滴下が適切かどうか、観察できているか。
	14	注入中に実地研修協力者の状態を観察する	注入中に実地研修協力者が気分不快、腹部ぼう満感、おう気・おう吐などを訴えていないかを確認できているか。 異常を発見した場合は研修講師に連絡し、対応できているか。
	15	注入終了後は白湯を注入し、状態を観察する	注入終了後に、白湯を注入しているか。 実地研修協力者の状態を観察しているか。
	16	クレンメを閉め、経管栄養チューブの接続を外し、半坐位の状態を保つ	クレンメを確実に閉め、接続を外す際は、チューブを抜去しないように注意しているか。 半坐位の状態を保持しているか。
STEP6： 報告	17	注入後、実地研修協力者の状態を観察し、報告する	研修講師に、腹部ぼう満感、おう気・おう吐・腹痛、呼吸困難や表情の変化など観察し、報告ができているか。
	18	体位交換が必要な実地研修協力者に対しては、異常が無ければ体位変換を再開する	おう吐を誘発する可能性もあり、観察し報告できているか。
	19	ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができているか。
STEP7： 片付け	20	環境を汚染させないよう使用物品を速やかに後片付けする	使用物品は決められた方法で洗浄・消毒を行っているか。 環境を汚染していないか。
STEP8： 記録	21	実施記録を記載する	実施時刻、栄養剤（流動食）の種類、量等について記録しているか。 記載もれはないか。 適切な内容の記載ができているか。

基本研修（演習）評価票：喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引（通常手順）

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
回数		/	/	/	/	/
月日						
時間						
STEP4： 準備	1					
	2					
	3					
	4					
STEP5： 実施	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
STEP6： 報告	28					
	29					
	30					
STEP7： 片付け	31					
	32					
STEP8： 記録	33					
アの個数 計						

*自由記載欄

()回目	

基本研修（演習）評価票：喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引（人工呼吸器装着者：非侵襲的人工呼吸療法）

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
	回数	/	/	/	/	/
	月日					
	時間					
STEP4： 準備	1					
	2					
	3					
	4					
STEP5： 実施	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
	26					
	27					
	28					
	29					
	30					
	STEP6： 報告	31				
32						
33						
34						
STEP7： 片付け	35					
	36					
STEP8： 記録	37					
アの個数 計						

*自由記載欄

()回目	

基本研修（演習）評価票：喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引（通常手順）

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
回数		/	/	/	/	/
月日						
時間						
STEP4： 準備	1					
	2					
	3					
	4					
STEP5： 実施	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
STEP6： 報告	28					
	29					
	30					
STEP7： 片付け	31					
	32					
STEP8： 記録	33					
アの個数 計						

*自由記載欄

()回目	

基本研修（演習）評価票：喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引（人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法）

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
回数		/	/	/	/	/
月日						
時間						
STEP4： 準備	1					
	2					
	3					
	4					
STEP5： 実施	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
	26					
	27					
	28					
	29					
	30					
	STEP6： 報告	31				
32						
33						
34						
STEP7： 片付け	35					
	36					
STEP8： 記録	37					
アの個数 計						

*自由記載欄

()回目	

基本研修（演習）評価票：胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
回数		/	/	/	/	/
月日						
時間						
STEP4： 準備	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
STEP5： 実施	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
STEP6： 報告	18					
	19					
	20					
STEP7： 片付け	21					
STEP8： 記録	22					
アの個数 計						

* 自由記載欄

()回目	

基本研修（演習）評価票：経鼻経管栄養

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
回数						
月日						
時間						
STEP4： 準備	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
STEP5： 実施	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
STEP6： 報告	17					
	18					
	19					
STEP7： 片付け	20					
STEP8： 記録	21					
アの個数 計						

* 自由記載欄

()回目	

実地研修評価票：喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
	回数	/	/	/	/	/
	月日					
	時間					
STEP4： 準備	1					
	2					
	3					
	4					
STEP5： 実施	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
STEP6： 報告	28					
	29					
	30					
STEP7： 片付け	31					
	32					
STEP8： 記録	33					
アの個数 計						

*自由記載欄

()回目	

実地研修評価票：喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者:非侵襲的人工呼吸療法)

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
回数		/	/	/	/	/
月日						
時間						
STEP4: 準備	1					
	2					
	3					
	4					
STEP5: 実施	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
	26					
	27					
	28					
	29					
	30					
	STEP6: 報告	31				
32						
33						
34						
STEP7: 片付け	35					
	36					
STEP8: 記録	37					
アの個数 計						

*自由記載欄

()回目	

実地研修評価票：喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引(通常手順)

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
回数						
月日						
時間						
STEP4： 準備	1					
	2					
	3					
	4					
STEP5： 実施	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
STEP6： 報告	28					
	29					
	30					
STEP7： 片付け	31					
	32					
STEP8： 記録	33					
アの個数 計						

*自由記載欄

()回目	

実地研修評価票：喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引(人工呼吸器装着者:侵襲的人工呼吸療法)

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
	回数	/	/	/	/	/
	月日					
	時間					
STEP4: 準備	1					
	2					
	3					
	4					
STEP5: 実施	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
	26					
	27					
	28					
	29					
	30					
	STEP6: 報告	31				
32						
33						
34						
STEP7: 片付け	35					
	36					
STEP8: 記録	37					
アの個数 計						

*自由記載欄

()回目	

実地研修評価票：胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
回数		/	/	/	/	/
月日						
時間						
STEP4： 準備	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
STEP5： 実施	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
STEP6： 報告	18					
	19					
	20					
STEP7： 片付け	21					
STEP8： 記録	22					
アの個数 計						

* 自由記載欄

()回目	

実地研修評価票：経鼻経管栄養

研修受講者氏名	
本票ページ数	/

実施手順	評価項目	評価				
		()回目				
回数						
月日						
時間						
STEP4： 準備	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
STEP5： 実施	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
STEP6： 報告	17					
	18					
	19					
STEP7： 片付け	20					
STEP8： 記録	21					
アの個数 計						

* 自由記載欄

()回目	

別添4

介護福祉士の実地研修の実施について

1. 趣旨

省令第26条の3第2項第1号及び第2号において登録喀痰吸引等事業者が満たすべき登録基準として、介護福祉士の実地研修の実施につき規定されているところであるが、当該実地研修については、喀痰吸引等研修と同程度以上のものを実施することとされていることから、実施研修の実施にあたっては、別添1～3に定めるもの(実地研修に関する部分のみ)を踏まえるとともに、以下のとおりの取扱いとすること。

2. 実地研修実施体制の整備等

(1) 実施体制

登録喀痰吸引等事業者においては、当該研修の実施及び修得程度の審査を構成かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される「実地研修実施体制」を整備すること。

当該実施体制には、当該研修の担当責任者のほか、研修講師、その他の関係者により構成し、研修実施、研修評価、研修事務等を行うための検討と実施に関する責務を担うものであること。

また、本研修はその内容として医行為について取り扱うものであることから、事業者での所属の如何に関わらず、医師及び看護職員(保健師、助産師及び看護師)の有資格者について、それぞれ1名以上を構成員とすること。

なお、当該実施体制について、上記に掲げる内容について実施が可能な場合においては、安全委員会等の既存の研修実施体制の活用、複数登録喀痰吸引等事業者による共同実施等を行っても差し支えない。

(2) 研修の実施

研修の実施については、別添1に定めるもの(実地研修に関する部分のみ)のほか、以下の点に留意し実施を行うこと。

○研修計画の策定

研修受講者、研修講師双方の当該研修以外の業務に支障のないよう配慮を行うよう、務めること。

○研修受講者及び研修修了者等の管理

省令第26条の3第2項第2号を踏まえ行うとともに、省令第1条各号に掲げる行為毎の管理について徹底すること。

○研修教材

研修受講者が介護福祉士養成課程等において修得してきた一般的な知識及び基本的な技能の修得内容を確認しながら、当該登録喀痰吸引等事業者等における喀痰吸引等の実施において具体的に使用している書面等を活用することなどにより、より実践的な修得を促すよう努めること。

○研修講師

連携協力機関等の外部機関の研修講師を活用する場合には、研修講師所属機関等への配慮、研修受講者の個人情報の徹底など、当該研修を適切に実施するための取り決め等の整備を行うよう努めること。

○損害賠償保険制度への加入

実地研修についても対象となる損害賠償保険制度へ加入しておくなど、実地研修の実施における安全確保措置としての適切な対応を徹底すること。

(3)実地研修に関する修得程度の審査方法等

研修の修得程度の審査等については、別添2及び3に定めるもの(実地研修に関する部分のみ)に留意し実施を行うこと。

介護職員等喀痰吸引等指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間(平成 年 月 日 ~ 年 月 日)

事業者		事業者種別				
		事業者名称				
対象者	氏名		生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
						(歳)
	住所					
			電話()	-		
	要介護認定区分	要支援(1 2) 要介護(1 2 3 4 5)				
	障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5 区分6
	主たる疾患(障害)名	:				
実施行為種別		口腔内の喀痰吸引 ・ 鼻腔内の喀痰吸引 ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養 ・ 腸ろうによる経管栄養 ・ 経鼻経管栄養				
指示内容	具体的な提供内容					
	喀痰吸引(吸引圧、吸引時間、注意事項等を含む)					
	経管栄養(栄養剤の内容、投与時間、投与量、注意事項等を含む)					
	その他留意事項(介護職員等)					
その他留意事項(看護職員)						
(参考)使用医療機器等	1. 経鼻胃管	サイズ: _____Fr、種類:				
	2. 胃ろう・腸ろうカテーテル	種類: ボタン型・チューブ型、サイズ: _____Fr、_____cm				
	3. 吸引器	機種:				
	4. 人工呼吸器	サイズ: 外径_____mm、長さ_____mm				
	5. 気管カニューレ	機種:				
	6. その他	サイズ: 外径_____mm、長さ_____mm				
緊急時の連絡先						
不在時の対応法						

- 「事業者種別」欄には、介護保険法、障害者自立支援法等による事業の種別を記載すること。
- 「要介護認定区分」または「障害程度区分」欄、「実施行為種別」欄、「使用医療機器等」欄については、該当項目に を付し、空欄に必要事項を記入すること。

上記のとおり、指示いたします。

平成 年 月 日

機関名

住所

電話

(FAX)

医師氏名

印

(登録喀痰吸引等(特定行為)事業者の長) 殿

事務連絡
平成24年3月28日

各 都道府県保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

喀痰吸引等業務に関する参考様式例の送付について

先般、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書」のほか、喀痰吸引等業務の登録申請等に関する参考様式についてお示ししたが、今般、下記のとおり、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）第26条の3第1項第3号に示す計画書等の参考様式例について、下記のとおりお示しますので、各都道府県においては、参考とされたい。

なお、本様式はあくまで参考として示すものであって、各施設における様式等を活用し喀痰吸引等の実施に必要な計画等を策定することで差し支えないものであるため、留意いただきたい。

記

1. 省令第26条の3第1項第3号に示す計画書様式
・別添様式1：喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書
2. 省令第26条の3第2項第6号に示す説明及び同意に用いる同意書様式
・別添様式2：喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書
3. 省令第26条の3第1項第4号に示す報告書様式
・別添様式3：喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書
4. 省令第26条の3第2号第3号に示すその他の対象者の安全を確保するために必要な体制に係るヒヤリハット・アクシデント報告書様式
・別添様式4：喀痰吸引等業務（特定行為業務）ヒヤリハット・アクシデント報告書

(別添様式1)

喀痰吸引等業務（特定行為業務）計画書

作成者氏名	Ⓜ	作成日	
承認者氏名①	Ⓜ	承認日	
承認者氏名②	Ⓜ	承認日	

基本情報	対象者	氏名		生年月日				
		要介護認定状況	要支援（ 1 2 ）		要介護（ 1 2 3 4 5 ）			
		障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		障害名						
		住所						
	事業所	事業所名称						
		担当者氏名						
		管理責任者氏名						
	担当看護職員氏名							
	担当医師氏名							

業務実施計画	計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
	目標						
	実施行為	実施頻度/留意点					
	口腔内の喀痰吸引						
	鼻腔内の喀痰吸引						
	気管カニューレ内部の 喀痰吸引						
	胃ろう又は腸ろうによる 経管栄養						
	経鼻経管栄養						
	結果報告予定年月日	年 月 日					

(別添様式2)

喀痰吸引等業務（特定行為業務）の提供に係る同意書

下記の内容について十分な説明を受け内容を理解したので、喀痰吸引等業務（特定行為業務）の実施に同意いたします。

提供を受ける期間	口腔内の喀痰吸引
	鼻腔内の喀痰吸引
	気管カニューレ内部の喀痰吸引
	胃ろうによる経管栄養
	腸ろうによる経管栄養
	経鼻経管栄養
提供を受ける頻度	年 月 日 ～ 年 月 日
提供体制	事業所名称
	事業所責任者氏名
	事業所担当者氏名
	担当看護職員氏名
	担当医師氏名

同意日 平成 年 月 日

住 所
氏 名 印

署名代行者

私は、本人の意思を確認し署名代行いたしました。

代行者住所
代行者氏名 印
本人との関係

事業所名
事業所住所
代表者名 印

喀痰吸引等業務（特定行為業務）実施状況報告書

基本情報	氏名		生年月日					
	対象者	要介護認定状況	要支援（ 1 2 ） 要介護（ 1 2 3 4 5 ）					
		障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		住所						
	事業所	事業所名称						
		担当者氏名						
		管理責任者氏名						
	担当看護職員氏名							

実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日														
	(喀痰吸引) 平成 年 月							(経管栄養) 平成 年 月							
実施日 (実施日に○)	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31					29	30	31				
実施行為	実施結果							特記すべき事項							
業務実施結果	喀痰吸引														
	口腔内の喀痰吸引														
	鼻腔内の喀痰吸引														
引	気管カニューレ内部の喀痰吸引														
経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養														
	経鼻経管栄養														

上記のとおり、喀痰吸引等の業務実施結果について報告いたします。

平成 年 月 日

事業者名

責任者名

印

〇 〇 〇 〇 殿

(別添様式4)

喀痰吸引等業務（特定行為業務）ヒヤリハット・アクシデント報告書

報告者状況	事業所名称	
	介護職員氏名	
	管理責任者氏名	
被報告者状況	事業所名称	
	連携看護職員氏名	

発生日時	平成 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分頃		
発生場所			
	<input type="checkbox"/> ベッド上 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)		
対象者	氏名：	(男・女)	年齢：
	当日の状況		

出来事の情報（1連の行為につき1枚）			
行為の種類	【喀痰吸引】 ①人工呼吸器の装着の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ②部位 (<input type="checkbox"/> 口腔 <input type="checkbox"/> 鼻腔 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内) 【経管栄養】 (<input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう <input type="checkbox"/> 経鼻経管)		
第1発見者 (○は1つ)	<input type="checkbox"/> 記入者自身 <input type="checkbox"/> 記入者以外の介護職員 <input type="checkbox"/> 連携看護職員 <input type="checkbox"/> 連携看護職員以外の看護職員	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 家族や訪問者 <input type="checkbox"/> その他 ()
出来事の発生状況	※誰が、何を行っている際、何を、どのようにしたため、対象者はどうなったか。		
医師 への報告	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
連携看護職員 への報告	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
出来事への対応	※出来事が起きてから、誰が、どのように対応したか。		
救急救命処置の 実施	<input type="checkbox"/> なし		

	□あり（具体的な処置： _____ ）
出来事が発生した背景・要因	※なぜ、どのような背景や要因により、出来事が起きたか。
(当てはまる要因を全て)	<p>【人的要因】 <input type="checkbox"/>判断誤り <input type="checkbox"/>知識誤り <input type="checkbox"/>確認不十分 <input type="checkbox"/>観察不十分 <input type="checkbox"/>知識不足 <input type="checkbox"/>未熟な技術 <input type="checkbox"/>技術間違い <input type="checkbox"/>寝不足 <input type="checkbox"/>体調不良 <input type="checkbox"/>慌てていた <input type="checkbox"/>緊張していた <input type="checkbox"/>思いこみ <input type="checkbox"/>忘れた <input type="checkbox"/>その他（ _____ ）</p> <p>【環境要因】 <input type="checkbox"/>不十分な照明 <input type="checkbox"/>業務の中断 <input type="checkbox"/>緊急時 <input type="checkbox"/>その他（ _____ ）</p> <p>【管理・システムの要因】 <input type="checkbox"/>連携（コミュニケーション）の不備 <input type="checkbox"/>医療材料・医療機器の不具合 <input type="checkbox"/>多忙 <input type="checkbox"/>その他（ _____ ）</p>
出来事の影響度分類 (レベル0～5のうち一つ)	<input type="checkbox"/> 0 エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、対象者には実施されなかった
	<input type="checkbox"/> 1 対象者への実害はなかった（何らかの影響を与えた可能性は否定できない）
	<input type="checkbox"/> 2 処置や治療は行わなかった（対象者観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた）
	<input type="checkbox"/> 3 a 簡単な処置や治療を要した（消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など）
	<input type="checkbox"/> 3 b 濃厚な処置や治療を要した（バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など）
	<input type="checkbox"/> 4 a 永続的な障害や後遺症が残ったが、有意な機能障害は伴わない
	<input type="checkbox"/> 4 b 永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害の問題を伴う
	<input type="checkbox"/> 5 レベル4 bをこえる影響を与えた

介護職員 報告書記入日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医師・連携看護職員の助言等	①医師又は看護職員が出来事への対応として実施した医療処置等について
	②介護職員へ行った助言・指導内容等について
	③その他（今回実施した行為で介護職員の対応として評価できる点など）

医師・連携看護職員 報告書記入日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事務連絡
平成23年12月9日

各都道府県保健福祉主管部局御中

厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

喀痰吸引等業務の登録申請等に係る参考様式の送付等について

今般、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）に規定する登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）、認定特定行為業務従事者、登録研修機関の登録申請等に用いる様式について下記のとおりお示しするので、各都道府県においては、参考としていただき、各登録事務について遺漏のないようされたい。

なお、本事務連絡は医政局及び老健局に協議済みであることを申し添える。

記

1. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）関係

（1）事業者登録申請等

- 法第48条の3第2項及び省令第26条の2第1項の申請書：別添 第1-1号様式
- 省令第26条の2第2項に規定する介護福祉士の氏名に関する書類：別添 第1-2号様式
- 省令第26条の2第1項第3号の書面：別添 第1-3号様式
- 省令第26条の2第1項第4号の書類：別添 第1-4号様式

（2）登録事業者の管理

- 法第48条の5第2項・法附則第20条第2項に規定する登録簿：別添 第2号様式

（3）事業者の登録更新等

- 法第48条の6第1項及び第2項・法附則第20条第2項の規定による届出等に関する書類：
別添 第3-1号様式（実施行為の追加に係る事前届出事項用様式）
第3-2号様式（登録内容の変更等に係る事後届出事項用様式）

第3-3号様式（登録辞退用様式）

2. 認定特定行為業務従事者認定証関係

（1）認定特定行為業務従事者認定証

○法附則第4条第1項に規定する認定特定行為業務従事者認定証：

別添 第4-1号様式（省令別表第一号、第二号研修修了者用様式）

第4-2号様式（省令別表第一号、第二号研修修了者用、交付事務委託用様式）

第4-3号様式（省令別表第三号研修修了者用様式）

第4-4号様式（省令別表第三号研修修了者用、交付事務委託用様式）

（2）認定証交付申請等

○省令附則第5条の規定による申請書：別添 第5-1号様式（省令別表第一号、第二号研修修了者用様式）又は第5-2号様式（省令別表第三号研修修了者用様式）

○法附則第4条第3項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書：別添 第5-3号様式

（3）認定特定行為業務従事者の管理

○法附則第4条第1項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付に関する書類：
別添 第6号様式

（4）認定証の変更届出等

○省令附則第7条の規定による変更の届出に関する書類：別添 第7号様式

○省令附則第8条第1項に規定する再交付申請書：別添 第8号様式

（5）認定の取消等

○法附則第4条第4項の規定による業務の停止又は返納に関する書類：

別添 第9号様式（認定証の返納、業務停止命令用様式）

第10-1号様式（都道府県間連絡・業務停止処分用様式）

第10-2号様式（都道府県間連絡・認定証返納処分用様式）

第11号様式（認定辞退用様式）

3. 登録研修機関関係

（1）登録研修機関登録申請等

○省令附則第10条第1項の申請書：別添 第12-1号様式

○省令附則第10条第2項第3号の書面：別添 第12-2号様式

○省令附則第10条第2項第4号の書類：別添 第12-3号様式

(2) 登録研修機関の管理

○法附則第8条第2項に規定する研修機関登録簿：別添 第13号様式

(3) 登録研修機関の登録更新等

○法附則第9条の規定による登録の更新に関する書類：別添 第14-1号様式

○法附則第11条の規定による変更の届出に関する書類：別添 第14-2号様式

(4) 業務規程

○法附則第12条第1項の規定による変更の届出に関する書類：別添 第15号様式

(5) 登録研修機関の休廃止届出

○法附則第13条の規定による業務の休廃止の届出に関する書類：別添 第16号様式

4. 認定特定行為業務従事者認定証関係（改正法附則第14条関係）

(1) 認定証交付申請等（改正法附則第14条関係）

○改正省令附則第4条第1項の申請書：別添 第17-1号様式

○改正省令附則第4条第1項第2号の書類：

別添 第17-2号様式（本人誓約書）

第17-3号様式（第三者証明書）

○改正省令附則第4条第1項第3号の書類：別添 第17-4号様式

(2) 認定特定行為業務従事者認定証（改正法附則第14条関係）

○改正法附則第14条第2項に規定する認定特定行為業務従事者認定証：

別添 第18-1号様式（不特定多数の者対象用様式）

第18-2号様式（特定の者対象用様式）

5. 登録喀痰吸引等事業者番号等の設定について

(1) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）番号の設定

都道府県の別、登録喀痰吸引等事業者と登録特定行為事業者の別を登録番号の中で示すため、以下の体系とする。また、各都道府県で独自の区分を追加する必要がある場合には、番号の末尾に桁数を追加して用いても差し支えない。

□□ □ □□□□□□
↓ ↓ ↓
A B C

A:都道府県番号(2桁)

B:事業者区分(1桁)

不特定多数の者を対象とする事業者にあつては1

特定の者のみを対象とする事業者にあつては2

C:事業者番号(6桁)

(各都道府県において任意の番号を付番)

(2) 認定特定行為業務従事者(経過措置の適用により認定される者を含む)番号の設定

都道府県の別、経過措置適用の有無を登録番号の中で示すため、以下の体系とする。また、各都道府県で独自の区分を追加する必要がある場合には、番号の末尾に桁数を追加して用いても差し支えない。

□□ □ □□□□□□
↓ ↓ ↓
A B C

A:都道府県番号(2桁)

B:経過措置適用区分(1桁)

経過措置を適用しない者にあつては1

経過措置を適用する者にあつては2

C:従事者番号(6桁)

(各都道府県において任意の番号を付番)

(3) 登録研修機関番号の設定

都道府県の別、実施する研修課程の種別を登録番号の中で示すため、以下の体系とする。また、各都道府県で独自の区分を追加する必要がある場合には、番号の末尾に桁数を追加して用いても差し支えない。

□□ □ □□□□
↓ ↓ ↓
A B C

A:都道府県番号(2桁)

B:実施研修課程区分(1桁)

省令別表第一号、第二号研修を開講する機関(第一号、第二号と第三号研修を合わせて開講する場合も含む)にあつては1

省令別表第三号研修を開講する機関にあつては2

C:研修機関番号(4桁)

(各都道府県において任意の番号を付番)

(様式 4 - 1)

(表面)

認定特定行為業務従事者認定証

(省令別表第一号、第二号研修修了者)

本籍地

氏名

生年月日

登 録 年 月 日

登 録 番 号

特 定 行 為 種 別

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 3 条に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

年 月 日

△△△県知事

印

(裏面)

(注意)

- 1) この認定証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この認定証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この認定証は新たな認定証の交付を受けたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

(様式 4 - 2)

(表面)

認定特定行為業務従事者認定証

(省令別表第一号、第二号研修修了者)

本籍地

氏名

生年月日

登録年月日

登録番号

特定行為種別

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 3 条に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

年 月 日

法人名

代表者名

㊟

〇〇〇〇（認定証交付事務受託機関名）は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 5 条に定める認定証交付事務受託機関として、△△△県知事が認めた認定特定行為業務従事者認定証の交付機関である。

年 月 日

△△△県知事

㊟

(裏面)

(注意)

- 1) この認定証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この認定証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この認定証は新たな認定証の交付を受けたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

(様式 4 - 3)

(表面)

認定特定行為業務従事者認定証

(省令別表第三号研修修了者)

本籍地

氏名

生年月日

登 録 年 月 日

登 録 番 号

対 象 者 氏 名

特 定 行 為 種 別

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 3 条に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

年 月 日

△△△県知事

㊟

(裏面)

(注意)

- 1) この認定証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この認定証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この認定証は新たな認定証の交付を受けたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

(様式 4 - 4)

(表面)

認定特定行為業務従事者認定証

(省令別表第三号研修修了者)

本籍地

氏名

生年月日

登録年月日

登録番号

対象者氏名

特定行為種別

上記の者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 3 条に定める認定特定行為業務従事者であることを証明する。

年 月 日

法人名

代表者名

㊟

〇〇〇〇（認定証交付事務受託機関名）は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 5 条に定める認定証交付事務受託機関として、△△△県知事が認めた認定特定行為業務従事者認定証の交付機関である。

年 月 日

△△△県知事

㊟

(裏面)

(注意)

- 1) この認定証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この認定証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この認定証は新たな認定証の交付を受けたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

(様式18-1)

(表面)

認定特定行為業務従事者認定証
(経過措置・不特定多数の者対象)

本籍(国籍)

氏名

生年月日

登録年月日

登録番号

特定行為種別

上記の者は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)附則第14条に定める認定特定行為業務従事者(経過措置対象者)であることを証明する。

年 月 日

△△△県知事

㊟

(裏面)

(注意)

- 1) この認定証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この認定証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この認定証は新たな認定証の交付を受けたとき、資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。

(様式18-2)

(表面)

認定特定行為業務従事者認定証
(経過措置・特定の者対象)

本籍(国籍)

氏名

生年月日

登録年月日

登録番号

特定行為種別

_____氏に対する_____の行為
に限る。

上記の者は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)附則第14条に定める認定特定行為業務従事者(経過措置対象者)であることを証明する。

年 月 日

△△△県知事

㊟

(裏面)

(注意)

- 1) この認定証は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
- 2) この認定証を紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 3) この認定証は新たな認定証の交付をうけたとき、登録名簿の移転等によって資格を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 としてください。



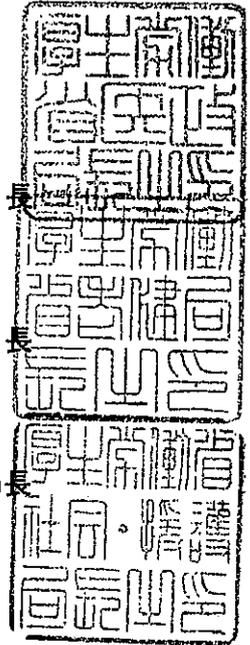
医政発0329第14号
老発0329第7号
社援発0329第19号
平成24年3月29日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局 長

老健局長

社会・援護局長



介護職員等の実施する喀痰吸引等の取扱いについて（通知）

標記については、「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日付け医政発第0717001号）、「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成16年10月20日付け医政発第1020008号）、「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日付け医政発第0324006号）及び「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日付け医政発0401第17号）（以下「喀痰吸引関連4通知」という。）により、介護職員が喀痰吸引等を実施することがやむを得ないと考えられる条件について示してきたところである。

今般、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）（以下、「法」という。）の施行に伴い、介護職員等による喀痰吸引等（改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則で定める行為に限る。以下同じ。）の実施について、下記のとおりとなるので、貴職におかれては、管内の市町村、関係機関、関係団体及び各特別養護老人ホーム等に周知いただくとともに、制度の円滑な実施に向けて特段の配慮をお願いしたい。

記

介護職員等による喀痰吸引等については、平成 24 年 4 月 1 日から、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）に基づき行われることとなること。

このため、改正法に基づかず実施している事実が確認された場合においては、できる限り速やかに改正法に基づいた適用手続を促すべきであること。具体的には、改正法施行の平成 24 年度前に喀痰吸引等の行為を実施していた者については、認定特定行為業務従事者認定証の交付申請及び当該者が属する事業所における登録喀痰吸引等事業者の登録手続をできる限り速やかに行うよう周知すること。

また、平成 24 年 4 月以降に喀痰吸引関連 4 通知で示した研修を実施しても、改正法の経過措置に基づく認定特定行為業務従事者の認定は受けられないことに誤解なきよう対応されたい。

なお、改正法に基づかない介護職員等の喀痰吸引等がやむを得ないものかどうかは個別具体的に判断されることになるが、その際、喀痰吸引等は原則として改正法に基づいて実施されるべきであることも勘案された上で判断されることとなると考えられること。